環境社会配慮助言委員会
第167回　全体会合

日時　2025年4月11日（金）14:00～17:20

場所　JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

助言委員

東　佳史（※）	立命館大学　政策科学部・大学院　教授
石田　健一	元東京大学　大気海洋研究所　海洋生命科学部門　元助教
奥村　重史	あずさ監査法人　コンサルティング事業部　ディレクター
小椋　健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社　元プロジェクト担当部長
貝増　匡俊	神戸女子大学　家政学部　家政学科　教授
鎌田　典子	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　上席研究員
衣笠　祥次	株式会社三菱UFJ銀行　経営企画部 サステナビリティ企画室　環境社会グループ　次長
源氏田　尚子	公益財団法人　地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム　フェロー
重田　康博	宇都宮大学　国際学部／国際協力NGOセンター　元教授／政策アドバイザー
柴田　裕希（※）	東邦大学　理学部　准教授
鋤柄　直純	一般財団法人　自然環境研究センター研究本部　元研究主幹
鈴木　和信	日本大学　国際関係学部　教授
鈴木　克徳	特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）」　理事
田辺　有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム　プログラムディレクター
錦澤　滋雄	東京科学大学　環境・社会理工学院　融合理工学系　准教授
二宮　浩輔	山梨県立大学　国際政策学部　元教授
長谷川　弘	広島修道大学　人間環境学部・大学院経済科学研究科　名誉教授
林　希一郎	名古屋大学　未来材料・システム研究所　教授
原嶋　洋平	拓殖大学　国際学部　教授
山岡　暁	宇都宮大学　地域デザイン科学部　客員教授

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

下川　貴生	審査部　部長
西井　洋介	審査部　環境社会配慮審査課　課長
池上　宇啓	審査部　環境社会配慮監理課　課長
坂本　年陽	経済開発部　民間セクター開発グループ　第一チーム
城戸　武洋	東南アジア・大洋州部　東南アジア第五課　課長
鈴木　健司	東南アジア・大洋州部　東南アジア第五課
増田　吉朗	資金協力業務部　実施監理第四課　課長

開会14:00

○西井　皆様、こんにちは。JICA本部審査部の西井でございます。

お時間になりましたので、そろそろ開始をさせていただきたいと思います。

冒頭、音声確認ですが、当方の音声、聞こえているかどうか恐縮ですが何かしらサインを送っていただけると大変ありがたいです。はい、ありがとうございます。音声届いているようですので、会議を進めさせていただきたいと思います。

本日も助言委員会の全体会合にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日、阿部貴美子委員がご欠席のご連絡いただいておりますが、残り21名の委員の皆様にご参加いただく予定にしております。本日は会場から東委員と柴田委員のお二方にご参加いただいております。現時点で、ちょっとテクニカルトラブルがありまして、谷本委員と鈴木克徳委員がまだログインできていないんですが、今、再トライをしていただいている最中です。追って入室いただけるものと思いますので、時間の都合もありますので、先に会議を進めさせていただきたいと思います。

冒頭、私のほうから留意事項をご連絡させていただければと思います。会議参加者の皆様におかれては、本会議では逐語録を作成いたしますので、必ずお名乗りいただいた後に、委員長のご指名をお待ちいただいて、ご発言いただけると幸いです。質問やコメントをいただきます時は、宛先、JICA宛もしくは委員宛を明確にしていただけますと幸いです。なおJICA内で、事業部、審査部、いろいろとございますが、そこは質問の内容に応じて、こちらで適宜割り振らせていただきますので、ご指定いただかなくても大丈夫です。他の方がご発言中は、発言が終わるのを確認して、ご発言いただければ幸いです。

本日、会議室から参加いただいているお二方の委員へのご連絡でございますが、発言される際には必ずマイクをご活用いただいて、発言をお願いいたします。発言の際はマイクオン、終わった後はオフということで、ご協力いただければと思います。適宜近くのマイクをご利用いただければと思います。過去、発言の時の挙手において若干混乱がございましたので、大変お手数ではございますが、今回は会議室からご参加のお二方の委員もオンラインでの挙手機能をご活用いただきますようお願いいたします。

あと、オンラインでご参加の皆様へでございますが、ハウリング等を防ぐために事務局の設定で一律ミュートにさせていただいております。ご発言する際はミュートを外して、可能であればカメラをオンにしてご発言いただけますと幸いです。ご発言が終わりましたら、以上ですとお伝えいただき、速やかにミュートをしていただければ幸いでございます。

ここで通常であれば、早速原嶋委員長のほうにマイクをお渡しするところですが、事前に情報共有ができておらず、大変恐縮ではございますが、JICA審査部の中で人事異動がございまして、4月1日付で、当部部長が交代となりました。前任の宮崎に代わりまして、新たに下川が着任しておりますので、冒頭簡単にご挨拶の時間を取らせていただければと思います。

○下川　対面でご参加の委員の方々、それからオンラインでご参加いただきました原嶋委員長、それから委員の皆様、この場を借りてご挨拶申し上げます。着席にて失礼いたします。下川と申します。4月より着任いたしました。直前は、経済開発部におりまして、本日の議題にも出てまいりますバングラデシュの事業などを主管している部署でございました。環境社会配慮ガイドラインの精神及び各項目の着実なプロジェクトにおける遵守、あるいはアカウンタビリティの確保といった観点

から、委員の皆様の様々なご専門分野からのご助言、これ、JICAの事業にとって非常に不可欠な事業だというふうに認識しております。毎回のワーキンググループなど、大変長時間のご議論いただいており、感謝申し上げます。

事務局を務めます審査部といたしましては、この助言委員会が速やかに、着実に実行されることをもって、ガイドラインの着実な遵守を担保していきたいというふうに考えておりまして、その観点から審査部として、引き続き努めてまいりたいと思っております。この場を借りて、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○西井　お時間いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、早速全体会合のほうを進めさせていただきたいと思いますので、原嶋委員長にマイクをお渡しできればと思います。委員長、お願いできますでしょうか。

○原嶋委員長　原嶋ですけど、音声入ってますか。

○西井　はい、届いております。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長　はい、原嶋でございます。よろしくお願いします。

改めまして下川部長、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第167回のJICA環境社会配慮助言委員会全体会合開催させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず開会を終えまして、ワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元に5月、6月のスケジュールが提供されていると思いますけれども、詳細な細かな日程の変更につきましては、数日中に事務局のほうにご連絡いただきたいと存じます。

あと、何か大きな点で確認、あるいは、指摘事項ございましたら承りますので、サインを送ってください。あと事務局のほうから何か補足があればお願いします。

○西井　ありがとうございます。事務局から補足は特段ございません。

○原嶋委員長　皆様、大きな点で何かございますでしょうか。細かな日程変更については、数日中にメールで事務局のほうにご連絡いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、特に無いようですので、ワーキンググループのスケジュール確認、これで終わりにしたいということで、続きまして、ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日2件ございます。

まず1件目がバングラデシュのMIDIの総合開発計画策定プロジェクトということで、本件につきましては、重田委員に主査をお願いしておりますので、先ず以て重田主査より報告いただきたいというふうに思っておりますけれども。

重田委員、聞こえますでしょうか。

○重田委員　はい、聞こえます。

○原嶋委員長　もし、準備整いましたらお願いしたいと存じます。画面のほうもお願いします。

○重田委員　はい、準備整いました。

○原嶋委員長　よろしくお願い申し上げます。

○重田委員　はい。じゃ、始めさせていただきます。

バングラデシュ国MIDI総合開発計画策定プロジェクト開発調査型技術協力、スコーピング案に対する助言案ということで、ワーキンググループの会合は3月7日行われました。JICA本部とオンライ

ンです。ワーキンググループの委員は、石田委員、鎌田委員、田辺委員、山岡委員、そして、私重田になります。議題はこのスコーピング案に関する助言作成ということで、配布資料はそこ2点ありました。

これから助言案について説明していきますけれども、質問コメントだけですね、138ありまして、各委員からかなり熱心に、質問とコメントをいただきました。その質問とコメントに対して、JICAさんのほうでも熱心に対応していただきました。ワーキングのほうも、夕方6時半ぐらいまでかかって、終えることができました。ご参加いただいた委員とJICAの関係の皆さんに厚くお礼申し上げます。助言案のほうに入ります。

助言として、まず全体事項です。MP検討エリアを含む周辺地域の最新土地利用状況図を入手可能な情報をもとに作成し、その結果をDFRに記載すること。これはもともと助言案の7に書いてあった項目でしたけども、これは全体事項に当たるんじゃないかということで、委員のほうからの提案もあって、この助言案の7から分割して掲載しています。したがって、回答表のNo.も掲載していません。続けさせていただいてよろしいでしょうか。

続いて代替案の検討2番のところです。IEPMPのIn-BetweenケースにおけるChattogramエリアの計画発電容量に基づき、Chattogramエリアのほかの既設発電所や計画を考慮し、それらと整合性のあるMIDIエリアの計画発電容量を算定し、DFRに記載すること。これNo.36の田辺委員からの案でした。

続いて3番目。一般的な新規火力発電所については、G7エルマウ宣言における化石燃料セクター支援に関する規定を含め、JICA支援の検討に当たって制約の可能性のあることを先方政府に共有すること。No.38の田辺委員からでした。

続いて4番。国内での二酸化炭素回収・貯留（Carbon dioxide Capture and Storage）が可能かどうかは別途調査が必要である旨、及び、国内に適地を見出すことができない場合は、国外に炭素を輸送する必要がある旨をDFRに記載するということで、これもNo.40田辺委員からです。

次5番。LNGについて、安定して購入できる燃料であるかどうか、バングラデシュが長期契約を拡大できた場合などが前提である旨をDFRに記載すること。これはNo.41田辺委員、No.25、26山岡委員からです。

続いてNo.6。D案の社会影響について、他案との雇用創出効果を比較する場合、根拠となる定量的データを含め、ほかの事例を参考にしながらDFRに記載すること、ということで、No.42田辺委員からです。

No.7マングローブ林の分布については、SEAの中で入手可能な情報をもとに自然環境面と防災などの社会環境面の機能を評価し、改めて代替案を検討し反映するとともに、伐採面積並びに伐採による影響が最小となるよう配慮事項を検討し、それらの結果をDFRに記載すること。No.49、51、69、87、これ鎌田委員、No.92、93、103、これは石田委員、No.64は私からです。

続いて、スコーピングマトリクス8番です。労働者の雇用において、人権上の問題の発生や不当な雇用の発生を防ぐために、関係機関への提言をまとめ、その内容をDFRに記載すること。No.73石田委員です。

続いて、環境配慮No.9。環境汚染及びそれに伴う公害の防止に向けた総量規制などを提案するとともに、実効性のある環境行政の実施を含んだ公害防止管理体制の構築についてDFRに記載するこ

と。No.94、95石田委員からです。
　次のページにいきまして、社会配慮No.10。本マスタープランが主眼に置いている高度人材雇用創出と社会配慮策として検討している地元住民の生計・雇用確保を統合的に検討し、マスタープランの実施によって雇用や生計に影響を受ける住民に適した代替雇用が確保されるかどうかを検討し、DFRに記載すること。No.109田辺委員、No.72石田委員からです。
　続いて11番。MIDIマスタープラン実施の対象地とその周辺で、現地産業にて生計を立てる人々（塩田業、養殖業など）への影響評価をパイロット的な調査を通じて行い、DFRに記載すると共に、個別事業のRAPを策定する際の参考とするようMIDI事務局へ提言すること。No.115石田委員からです。
　ステークホルダー協議・情報公開。各段階のステークホルダー協議を効果的に行うために、マスタープラン案を策定段階の適切なタイミングにおいて公開するよう、バングラデシュ政府に申し入れること。No.121田辺委員からです。
　助言案の最後13番。直接に影響を受けた想定住民数が多いため、幅広く参加を呼び掛けるような広報面での工夫を行うとともに、現地に詳しいNGOなどの協力も得ながら適切に現地の声を拾えるようにすること。No.122鎌田委員、123、124石田委員、128私からということです。
　助言案は以上です。
○原嶋委員長　続いて、論点についてもお願いしてよろしいでしょうか。
○重田委員　論点についても続いて説明していきます。
　スコーピング案ワーキンググループ論点です。本グループにおける論点は以下のとおりです。
　マスタープラン調査における影響評価について。委員より、マスタープランの提案事業に伴う大気汚染の累積的影響、浚渫に伴う土砂の海洋投棄、マングローブ林の伐採、取水と排水による影響、用地取得・住民移転などの各影響社会評価に対して、影響評価を行い、その結果を踏まえて計画を立案することが望ましい旨が指摘された。JICAより、本事業はマスタープランの策定支援であることから、机上調査に加えて個別事業のフィージビリティ調査で行われるような詳細な調査を広範な地域にわたって行うことは困難であるものの、例えば大気汚染の累積的影響については既存案件の調査結果・モニタリング結果などを参照するなど、簡易的な調査を行うことを回答とした。
　以上です。
○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。
　それでは、ワーキンググループにご参加いただきました、石田委員、鎌田委員、田辺委員、山岡委員、補足追加等ございましたら承りますので、サインを送ってください。
　あと事務局に確認ですけども、鈴木克徳委員と谷本委員は現在アクセスされてますか。
○西井　事務局の西井でございます。
　まだちょっとテクニカルトラブル続いておりまして、まだ入れていないようです。
○原嶋委員長　わかりました。承知しました。
　石田委員、それではお願いします。
○石田委員　はい。よろしくお願いします。
　助言の1番をちょっと見せていただけませんか。これ該当番号なしってことなんですけど、助言委員会で助言形成案ができて、それでこの全体会合の数日前、もっと前でしたかね、全員にPDFファイルで送っていただいたんですけど、私、それも安心してしまって見てなかったんです。なので、こ

こはちょっと別の形というか、きちんと回答表の番号が入るはずなんですよね。例えば、私のケースの場合は、今、自分の回答表93番がここに該当します。恐らくほかの委員の方々も、ここに、1番に入る番号をお持ちの方がいるんじゃないかと思います。

とりあえず私からは以上です。

〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

鎌田委員、お願いします。

〇鎌田委員　はい。委員長、ありがとうございます。重田主査もありがとうございました。

1点目を石田先生と全く同じです。7の内、該当する番号を入れたほうが良いのかなと思っておりました。ちょっとすみません、番号をちょっとまだチェックしておらずで、これから自分の番号をチェックして、後ほどこの番号でお願いしますとお伝えしたいと思います。

助言1と助言7を追加した背景を簡単に説明させていただくと、本案件に関する事前提供資料で掲載されていた土地利用図が2000年代で非常に古く、また、代替案検討に書かれていた情報で2010年代に干潟が創出されたという情報もあったりで、最新のちょっと状況が見えないなということで助言の全体事項の1と7を追加したのが背景となります。

私からは以上です。

〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

山岡委員、どうぞお願いします。

〇山岡委員　はい、山岡です。論点を見せていただけますでしょうか。

論点で、特に私重要だなと思うのは、本事業はマスタープランの策定支援であることから、机上調査に加えて、個別事業のフィージビリティ調査で行われるような詳細な調査を広範囲、その地域にわたって行うことは困難であると、こういうところがあります。やはりこの事業におけるスコープの範囲かどうかということが、非常にここで問題になりました。

この次のセルビアの揚水事業でも同じように、やはりスコープの範囲内かどうかっていうことが議論になりましたので、この点は非常に重要だというふうに考えております。詳細は、また次のセルビアの揚水事業で説明させていただきたいと思います。

以上です。

〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

今、最初にご指摘のありました括弧内の該当する回答表No.なんですけども、最終的にはこれは残らないといいますか、どうしましょうか。西井さん、どうしたらいいですか。

〇西井　はい、事務局、西井でございます。

もし、この点、お任せいただけるんであれば、各委員の先生から該当番号いただきまして、こちらのほうで該当の番号を後ほど追記させていただくということで対応させていただけないでしょうか。

〇原嶋委員長　その資料をどこに残す、最終的な助言文からは全て取り除きますよね。この回答表の注釈については。今、個別にいただいたものを、また、あえて、全体会合の資料の中に残すって、そういう趣旨ですか。

〇西井　はい。もしよろしければ、回答表No.を追記修正させて頂いたものを、手元で保存する本日会議資料の最終版ということにさせて頂ければと思います。

〇原嶋委員長　はい。承知しました。それでは、今いただきましたけれども。

鎌田委員、どうぞ。
〇鎌田委員　すみません。今ご議論になった件ですけど、助言の1にNo.87を追加いただければと思います。
以上です。
〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
それでは、マスタープランの案件に関する大変重要な示唆については、今、山岡委員からございましたけども、それと共に個別の助言につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、委員の皆様から承りますので、サインを送っていただきたいと存じます。よろしくお願いします。
1点、ちょっと私から表現だけで、マスタープランというのとMPっていうのがちょっとごちゃごちゃになっているので、例えば1番のところのMPはマスタープランにしておいたほうが、ほかと整合性はとりやすいのかなと思いました。それが1点です。
二宮委員、どうぞお願いします。
〇二宮委員　はい。委員長ありがとうございます。
たくさんの助言から整理をしていただいてありがとうございました。私からは助言の8に関して質問といいますか、ご提案なんですけれども、労働者の雇用について非常に重要な問題だと思います。せっかく助言をしていただきましたので、表現上、人権上の問題の発生や不当な雇用の発生を防ぐためというところの表現が少しわかりづらいかなと思ってしまいました。
例えば人権上というと、例えば児童労働だとか、ハラスメントだとか、そういうことかなというふうに想像いたしました。また、不当な雇用というと、正当な、例えば賃金が払われないとか、労働災害の対応がされてないとか、そういうことかなと思ったんですが、何かこれ、事前配布資料の中にそのような具体的な事項が含まれていて、この二つの表現になったのか。あるいは、不当な雇用も、広い意味では人権上の問題というにも読めたりするかなと思いますので、そのあたりのところの表現を少し整理をすると、よりわかりやすくなるかなというふうに思いましたので、これは重田主査、あるいは石田委員に対するご質問なんですけれども、いかがでしょうかというのが私のコメントです。
〇重田委員　詳しくは石田委員から説明していただいたほうがいいと思いますけども。
〇原嶋委員長　それでは、後程いただきます。
それでは、まず鋤柄委員からお話しいただいた後、少し進めさせていただきますので、鋤柄委員、お願いします。
〇鋤柄委員　先ほど、山岡委員からご指摘のありましたマスタープランにおける環境影響評価というところについて、JICAから中身を教えていただきたいと思います。
こちらの論点の最後の行に「簡易的な調査を行う」とご説明されていて、これは戦略アセスもそういう形でおやりになられると思います。ここではオリジナルのデータを取るような調査をするということはなくても、既存のデータ等々を活用した予測評価を実施されると思います。それは必ずしも「簡易的な調査」ではないと思います。ですから、ここで、実際に調査で行うことと、この「簡易的な調査」とおっしゃられていることの、その両者の内容の違いについて教えていただければと思います。
以上です。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
山岡委員、どうぞご発言ください。
○山岡委員　はい、山岡です。
今の錦柄委員のご指摘は、非常に私も重要だなと思います。
ただ、環境社会配慮ガイドライン見ますと、SEAについて、あまりこの記載がないのではないかなと思うんです。このJICAのガイドラインはカテゴリAですとEIAレベル、カテゴリBだとIEEレベルということで書いてますが、チェックリストも、なかなかこのIEEとEIAの使い分けもなんかよくわからないなっていう印象を持ちます。少なくともそのマスタープランで、SEAで、どのような調査を具体的にするのか。チェックリストも含めて、ここがもともとガイドラインにあまり書いてないのではないのかと。これは今後の課題というふうに考えていいのではないかなと思います。
以上です。
○原嶋委員長　はい。ありがとうございました。
それではまず、二宮委員からご指摘の点、石田委員、いかがでしょうか。
○石田委員　はい。石田です。ありがとうございます。
回答表のNo.73がベースになっている話なんです。私が意図していたことは質問の項目に書いたことなんですが、助言案にする時に、いろいろあるかなと思って、こうやってなんかくるっとまとめるっていうか、抽象的な言葉にしてしまったんで、それを見事に指摘されたということになると理解しています。
人権上の問題っていうのは、73番の回答表で質問に書いたことからいうと、労働者、トラフィッキングです。例えばタイの漁業なんかだと、ちょっと最新の情報を得てないんですけども、ミャンマーから連れてこられて不当に働かされてたっていう、そういうことをかなり念頭に置いています。
不当な雇用はそうですね、児童労働等が一番頭にありました。
以上、とりあえずそういう形でお答えさせていただきます。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
事務局のほうで、先ほど錦柄委員からご指摘ありましたけれども、簡易的な調査ということの表現の妥当性について、受け止めありますでしょうか。
○西井　はい、ありがとうございます。JICA審査部の西井でございます。
SEAの中の現地調査に関しましては、今回の議論の中で、調査するに当たって、ある程度現地の調査に基づいて、判断をすべきではないかというご議論をいただいたという背景、経緯がございます。その中で、我々としては、IEEレベルに相当するような一部の簡易的な現地調査も含めて実施するということは、対象として考えられるということを、申し上げたというところでございます。
この簡易的な調査という言葉ですが、実はこれ、ガイドラインの文言を取ってきております。ガイドラインの中で、IEEレベルということに対する言葉の定義がございまして、IEEレベルとは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報で、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の予測・評価・緩和策、モニタリング等の検討を実施するというものでございますので、IEE相当の調査を表現する時に簡易的な調査という言葉を使ってございます。
○原嶋委員長　簡易ってあえて書く必要はなくて、その状況によりますので。簡易って書く必要ありますかね。西井さん。

〇西井　単純にここの論点になったところではございますが、いわゆるEIA、カテAレベルの、現地調査ということになりますと、例えば二期調査ですとか、現地のそのベースライン調査ですとか、それなりのレベルを求めることになると思います。

一方で、議論になってるSEAレベルで、実際、この広範囲に全ての項目に対してそれを実施するのは、現実的に不可能という議論でございますので、我々としてはEIAレベルとIEEレベルを比べた時に、実施できるとしてもIEEレベルの簡易な調査を一部項目でやるというところを表現させていただきたかったということで、差別化の言葉として、簡易的なという言葉を使わせていただいております。

〇原嶋委員長　答えとしては、もっというとガイドラインに従った適切な調査ということですよね、結論からいうと。いろいろ状況があるので、一般化されているので、いろんな状況があると思うんですけども、簡易ということで済む場合もあるでしょうけども、先ほど鋤柄委員からもご指摘ありましたけど、状況がいろいろあるようなので、一般論としては、今のことを含めてガイドラインで求めているレベルの調査を行うということですよね。

〇西井　原嶋委員長、1点申し上げると、今回マスタープランでございますので、SEAレベルの調査がガイドライン上求められているという理解でございまして、必ずしもIEEレベルを求められているわけではない。

〇原嶋委員長　山岡委員、どうぞ。

〇山岡委員　はい。先ほども申し上げたんですが、ガイドラインではSEAレベルということに対しての記載がほとんど無いと思います。したがって、今回はJICAがおっしゃったように、IEEレベルでの調査を目標にするというような、そういう表現になったと思います。したがって、本来ガイドラインではやはり今後はSEAに対しても、何らかの表現というか説明をする必要があると思います。

以上です。

〇原嶋委員長　はい、わかりました。

鋤柄委員、いかがでしょうか。

〇鋤柄委員　はい、中身がわかりました。

「簡易的な調査」というのは、現地調査をやるとしても、簡易的なものになると、そういう意味だと、そちらのほうに重点があるんだということはよくわかりました。ありがとうございました。

〇原嶋委員長　なんか、最初から簡易的と書いていると、いや、最初から手を抜くぞっていう、そういうニュアンスで捉えられる、そういう意味ではないってことですね。西井さん。

〇西井　原嶋委員長、ありがとうございます。

もちろんです。区別として、EIAとIEEを区別した時の言葉として使わせていただいております。

〇原嶋委員長　それでは、鋤柄委員、文章としてはこういう形でご理解いただくということでよろしいでしょうか。

〇鋤柄委員　はい、中身は理解しました。ありがとうございました。

〇原嶋委員長　あと不当な雇用、なかなか不当労働行為というと、また違う法律上の言葉になってしまいますし、具体的なイメージも、先ほど石田委員からご指摘がありましたので、8番の表現についても、やや抽象的というご指摘は当たりますけれども、現状のままで、ワーキンググループの取りまとめを尊重するという形ではいかがでしょうか、二宮委員。

○二宮委員　はい、承知いたしました。
　今、石田委員からご説明いただきました、議事録には残ると思いますので、ワーキンググループの表現を尊重していただいて結構だと思います。ありがとうございました。
○原嶋委員長　違法と書いてしまうと、また国の制度の違いも出てきますし、不当労働行為というと、ちょっとまた違う意味が出てきますし、そういう意味では、うまくやや曖昧ではあるけれども、うまく使っている言葉としては、こう、ぼんやりと包んでいるということはできるだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、二宮委員。
○二宮委員　はい、結構です。ありがとうございました。
○原嶋委員長　ほか、それではいかがでしょうか。
○石田委員　すみません。石田です。
　誠にお恥ずかしいことをちょっとお願いしたいんですが。自分の回答表の73番の質問のところに、誤字脱字を見つけたんです。徹底的にチェックしたつもりでしたけれども、73番を読んでいて、誤字脱字が見つかって、これ今から直せますでしょうか。直していいんでしょうか。
○原嶋委員長　結構ですよ、それは石田委員のご発言の責任のところですので、直していただいて結構です。あと後ほどでも結構です。すぐであれば、多分対応していただけると思います。今、簡単なことであれば、今ご指摘ください。
○石田委員　はい、簡単なことです。
　回答表73番の私の回答表のところの下から4行目の文章で、それを企業や工場で、という箇所です。完全な誤字、変換間違いです。ですので、そちらを、企業や工場で活用してもらうと修正していただきたいんですが。そうですね。はい。ありがとうございます。大変お見苦しくて申しわけありませんでした。助かりました。ありがとうございます。
　以上です。
○原嶋委員長　源氏田副委員長、聞こえますか。どうぞ。
○源氏田副委員長　はい、ありがとうございます。
　助言の3番についてなんですけれども、田辺委員のご指摘で、これ非常に重要なポイントだと思っています。それで一つだけ、文言の話なんですが、G7エルマウ宣言となっているのですが、これは多分G7エルマウ首脳コミュニケというのが正式名称かなと思ったので、そこだけちょっと確認させてください。
　以上です。
○原嶋委員長　今手元でわからないですけど、西井さん、池上さん、あるいは事務局のほうで、今ちょっとどなたか確認取っていただけませんか。
　あと、ちょっと私もそれに関連して1点、田辺委員からご発言いただいたほうがいいのかなと思うんですけど、JICAの支援の検討に当たる制約の可能性っていうのは、これは簡単にいうと、石炭は支援しないっていうことがありえるよっていうことなんですか。ざっくばらんに言ってしまうと。それちょっと書き方が遠慮されてるというか抽象的というか、そういう面があるんですけど。
　田辺委員、本来の趣旨、もう少し口頭でも結構ですけど、お願いしてよろしいでしょうか。
○田辺委員　G7エルマウ宣言の、この化石燃料セクターの支援に関する規定は、現状、経済産業省資源エネルギー庁で具体的なガイダンスに落とし込んでいますが、いろんな条件付きで、新規の化

石燃料セクターへの支援を、限定的に行うというような趣旨の規定であって、それに沿うと、1.5℃と整合的であるかどうかとか、それをどう判断するかというのはなかなか難しいですが。そういった規定があるということですね。
○原嶋委員長　JICAの側、そういう受け止めでよろしいでしょうか。
　すみません。ちょっとくどくて申しわけないんですけど、西井さんでしょうか。どなたか。
○西井　事務局、西井でございます。少しだけお待ちいただいてよろしいでしょうか。
○原嶋委員長　エルマウ宣言の正式名称、どなたかスタッフの方に確認していただいてお願いします。
○西井　ありがとうございます。
　その点だけ先にお答えさせていただきますと、ご指摘のとおり首脳コミュニケである可能性があるのですが、もしよろしければ、組織内で正式名称を一度担当部局に確認をさせていただきまして、その文言を入れさせていただくということで、ご了解いただけないでしょうか。G7エルマウ首脳コミュニケかなと思うんですが、外部向け文書も管轄してるところに最終確認をさせていただいて、それに差し替えさせていただくということでご一任いただけると大変ありがたいと考えております。
○原嶋委員長　はい、わかりました。
　それでは、重田委員、源氏田副委員長、よろしいでしょうか。
○重田委員　お願いします、それで。
○源氏田副委員長　はい、それでお願いします。結構です。
○原嶋委員長　じゃあ今ちょっと、田辺委員のご発言に対するJICAの受け止めについて、ちょっと時間を取らせていただきます。
○坂本　経済開発部の坂本でございます。ご質問いただきまして、ありがとうございます。
　2行目のところ、JICAの支援の検討に当たって、制約の可能性があるというところに関しましては、あくまでも可能性があるということで、今後マスタープランの検討において、様々なJICAの支援のあり方について検討してまいるというところでございます。現時点では、どのような支援ができるかというところは、決まっていないところでございますが、一方で、世界的な潮流等も鑑みながら、JICAの支援がどういった形でできるかというところにつき制約の可能性も含め検討していくというところで、現在の表現で特段異存はございません。
　以上でございます。
○原嶋委員長　はい、了解しました。重田主査、よろしいでしょうか。
○重田委員　それでお願いします。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
　それでは、概ねご意見いただいたかと思いますけども、さらにご意見等ございましたら頂戴しますので、サインを送ってください。
　二宮委員、どうぞ。
○二宮委員　すみません。細かいことで大変恐縮なんですけど、表現の問題なんですが、今、3番のところで文章の終わりが先方政府に共有することという表現ぶりになっていて、12のところでは、バングラデシュ政府に申し入れるという、これ、どちらかに統一するようにすればどうかなと思いました。

〇原嶋委員長　西井さん、お願いしてよろしいでしょうか。
　表現の問題で、先方政府か、あるいはバングラデシュ政府かというところです。これは表現の統一ということですので。
　石田委員、どうぞ。
〇石田委員　はい、エルマウサミットに関連して、余計なことかと思いますけど自分もちょっと勉強になるかなとインターネットを見てみたら、環境省はG7エルマウサミット首脳宣言と書かれている、エネルギー省はG7エルマウ首脳コミュニケと書いている。呼び名はいろいろあるみたいですけど、ということを気がついたので。
〇原嶋委員長　そのあたりは、審査部のほうでJICAとしての表現について確認していただくということで一任してよろしいでしょうか。
〇石田委員　はい、お願いします。すみません、余計なこと言いました。
〇原嶋委員長　先方政府とバングラデシュ政府、この感じだとバングラデシュ政府でもよろしいかと思いますので。
　西井さん、よろしいでしょうか。
〇西井　はい、事務局、西井でございます。
　エルマウ宣言の表現ぶりに関してで、対応させていただきます。
　先ほど、3番と12番の修正に関しまして、ちょっと、どちらの表現に揃えるべきかっていうのが、もしご指示がありましたら。
〇原嶋委員長　どっちでもいいと。
〇西井　どっちでもよろしいですか。3番のほうに揃えるということで、対応させていただきます。
〇原嶋委員長　重田主査、よろしいでしょうか。
〇重田委員　はい、よろしいですか、委員の皆さんも。先方政府ですか。
〇原嶋委員長　はい、そうですね。
〇重田委員　先方政府に揃えるということでお願いします。
〇田辺委員　すみません。先方政府までは良いですが、共有することと申し入れることは、ちょっと表現が違うんで。12番は申し入れることにしておいていただいて。
〇原嶋委員長　はい、直すのはそこまでです。はい。これ、よろしいですよね。田辺委員。
〇田辺委員　はい。
〇原嶋委員長　確かに事務局って書いてる場合と、政府というふうに書いてる。確かに内容的に分けてる。意図的に分けていらっしゃるんで、その辺も尊重した形で。政府のところについては、先方政府という形で表現をさせていただくということでお願いします。
　貝増委員、どうぞ。
〇貝増委員　はい、貝増です。
　私、助言案の4番のところで、ちょっと質問があります。
　田辺委員なのか、もしくはJICAの方かなと思うのですが、ここではCCSが書かれているのですが、回答表を見ると、他にも例えば水素とか原子力とか、あとLNGの話などいろいろ書かれています。ここでは、CCSはまだそれほど商用化が進んでいるとは思えないのですが、ここにあえてご助言案にしたところとは、何か大きな議論があったのかなというところを知りたいと思います。以上です。

○原嶋委員長　田辺委員、お願いしてよろしいでしょうか。
○田辺委員　はい。CCSを活用するというのが、代替案の推奨案の中に入っているというところがありまして、推奨案であるならば、きちんとこういった制約についても言及する必要があるという趣旨で入れております。
○原嶋委員長　マスタープランの段階ですので、いろんな可能性があろうかと思いますけど。
　貝増委員、いかがでしょうか。
○貝増委員　はい、そうですね。これを入れていいのかなと思う一方で、ほかの例えばLNGのことは5番に書かれているのですけども、ほかにも水素発電とか、あとアンモニアを使うとか、そのあたりも、なんらかの議論が回答表を見るとされていたので、そこのところは逆に触れてなかったというのは、多分先ほどの田辺委員のご説明だと、代替案の推奨案の一つとして検討されたことからだと思うのですが、その理解でよろしいでしょうか。
○原嶋委員長　はい、田辺委員どうぞ。
○田辺委員　そうですね。どちらかというと、4も5もバングラデシュの中においての、固有の課題というか、一般的な技術開発の課題についてはそれぞれ、いろいろ膨大にある中で、あえてこのバングラデシュに関する特性を踏まえて、4、5は助言とさせていただいたという経緯です。
○原嶋委員長　貝増委員、いかがでしょうか。
○貝増委員　はい、わかりました。ありがとうございます。
○原嶋委員長　今後いろいろな技術的な選択肢がある中で、一般的な問題点についてもご議論いただいているとは思いますけど、その中でも特にバングラデシュという国の特性に照らして、重要度の高いものについて、4、5であえて、優先的に明記したという趣旨でよろしいでしょうか、田辺委員。
○田辺委員　はい、そうです。ありがとうございます。
○原嶋委員長　貝増委員もよろしいでしょうか。
○貝増委員　はい。私も大丈夫です。ありがとうございます。
○原嶋委員長　それでは、概ね意見が出尽くしたというふうに感じておりますけれども、何かご意見ありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。
○西井　JICA審査部の西井でございます。
　チャット欄で鈴木克徳委員からコメントをいただいているのですが。
○原嶋委員長　会議室の東委員、そして柴田委員、ご発言いただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。あと鈴木克徳委員ですか。
○西井　つながっているんですが、音声が出るかどうかはわからない状況です。ちょっとトライをできればと思うんですが。
○原嶋委員長　あと、東委員、柴田委員、いかがでしょうか。併せてどうぞ。ちょっとこちらのほうではちょっと見えないんですけども、もしご発言がありましたら。
　鈴木克徳委員は音声でご発言いただける、あるいはチャットかなんかを利用して。どういう形でお言葉をいただけるんでしょうか。
○西井　事務局の西井でございます。今ちょっと鈴木克徳委員の音声をトライしております。すみません、テクニカルに届くかどうか、ちょっとだけお待ちいただけますと幸いです。

〇東委員　すみません、会議室から東です。今のところ何もございません。
以上です。
〇原嶋委員長　はい、ありがとうございます。
柴田委員、大丈夫ですか。
〇柴田委員　はい、会議室の柴田です。
ちょっと些末なことなんですけど、せっかくちょっとマイクをいただきましたので、1点だけ、助言案の7番になるんですが、文章出だしのところにSEAの中でっていうような表現があるんですけれども、今回、恐らくこのマスタープランの策定と、この環境社会配慮の確認、全体がSEAになっていて、恐らくほかの助言案も全てこれSEAの中でっていう意味になっているのかなというふうに思ったので、ここ特段SEAの中でって言わなくてもいいのかなと思ったんですが、もし仮にこのマスタープランの策定と、何か別トラックでSEAが走っているとかっていうことであれば、こういう表現もあるのかなと思ったんですが。その辺は主査の先生か、あるいはJICAの方か。
〇原嶋委員長　おっしゃるとおり、SEAとマスタープランという、マスタープランでもいいんじゃないかと。そういう考え方もあると思うんですけども、
重田主査いかがでしょうか。
あるいは、マスタープランとSEAっていうのは非常にこう内容的に明確に分離されていて、ちょっと私、本文全体を承知してないんですけども。あえて分けたほうがいいのかって、そういう趣旨のご質問だと思いますけど。
〇重田委員　ほかの鎌田委員、石田委員の意見はいかがですか。マスタープランとして一つに括ってもいいかどうか。
〇原嶋委員長　ちょっと文章の全体の構成をちょっと、私、全部承知してないので。
鎌田委員、いかがでしょうか。
〇鎌田委員　鎌田です。
ほかの助言のSEAと同じものですし、取っていただいても問題はないかなと思います。恐らくJICAさんが追加されたんじゃないかなと記憶してるんですよね、入手可能な情報を元にというところと一緒に。問題ないです。こちらは取っていただいて。
〇重田委員　石田委員もよろしいですか。
〇石田委員　はい、一緒ですけど、これは思い出したのは恐らくSEAとして、というような意味を強調された。私も取っていただいて。
〇重田委員　それでは、取っていただいて結構だと思います。
〇原嶋委員長　それでは、JICAの側の受け止めをもう一度確認します。
それでは、西井さん、併せてお願いします。あと鈴木克徳委員のコメントをちょっと今、お待ちしている状態です。
〇西井　はい。JICA審査部の西井でございます。
7番の修正に関しまして、了解いたしました。当方としても異論ございません。
あと、鈴木克徳委員のコメントに関しまして、ちょっと鈴木克徳委員の音声が出ないようですので、代わりに、コメントご報告させていただければと思います。
助言9に関し、環境管理計画の策定、環境モニタリング体制の整備のほか、総量規制等のための体

制整備が極めて重要なので、修正依頼ではないのですが、強調させていただきたいということでコメントをいただいております。コメントということで、こちらとしても認識しておりますということでございます。
〇原嶋委員長　チャットに入っているものを指していますよね。西井さん。
〇西井　はい、そのとおりです。
〇原嶋委員長　申しわけありません。今チャットを確認しましたけれども、鈴木克徳委員より助言9に関して、環境管理計画の策定、モニタリング体制の整備のほか、総量規制のための体制整備が極めて重要なので、修正依頼ではないのですが、強調したいということでコメントとして承るということで、重田主査よろしいでしょうか。
〇重田委員　よろしいと思います。
〇原嶋委員長　それでは、概ねご意見頂戴をいたしましたので、今画面といいますか、シートで示していただいているとおりの、若干の修正ございますけれども、内容で助言文を確定させていただきたいと存じます。特に最後になりますけど、何かご意見がありましたら頂戴しますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。
〇重田委員　何かありますか。大丈夫ですか。
〇原嶋委員長　よろしいですか。特に無いようであれば、これで助言文確定させていただきます。
　重田主査、大変ありがとうございました。
〇重田委員　お疲れさまでした。ありがとうございました。
〇原嶋委員長　それでは、次移ってよろしいでしょうか。西井さん。
〇西井　はい、事務局、西井でございます。今、担当者入れ替わりますので、少しお待ちいただきます。
〇原嶋委員長　先ほどG7の宣言のフルネームについてのみJICAのほうで、確認して修正を加えてください。よろしくお願いします。
〇西井　はい、承知いたしました。
　審査部の西井でございます。JICA本部のほう、準備整いましたので、説明させていただければ幸いでございます。
〇原嶋委員長　それではワーキンググループの報告、助言文書の確定ということで、2件目、セルビア国のビストリッツァ揚水発電所事業ということで、本件、谷本委員に主査をお願いしております。
　谷本主査、声聞こえますでしょうか。
〇西井　JICA審査部、西井でございます。
　谷本委員が、本日テクニカルトラブルでつなぐことができておりませんので、代理で小椋委員に発表お願いできればということで、ご了解いただいております。
〇原嶋委員長　そうですか。小椋委員、大変恐縮ですけど。
〇小椋委員　はい。
〇原嶋委員長　それでは、セルビア国の揚水発電所の建設事業につきましては、谷本主査に代わりまして、小椋委員にご説明をお願いするということで、小椋委員、大変恐縮ですけれどもお願いしてよろしいでしょうか。
〇小椋委員　はい、よろしくお願いします。聞こえておりますでしょうか。

〇原嶋委員長　はい、聞こえております。
〇小椋委員　4月4日、このワーキングが行われました。で、谷本主査に取りまとめていただいて、今日会場ご出席の東委員、鎌田委員、山岡委員、そして私の5名でこのワーキングで検討をさせていただきました。
　それで助言案としては6点。全体事項で1点、環境面で2点、社会面で2点、ステークホルダー協議で1点ということです。
　全体事項について、これは谷本主査から出していただいたものです。ミャンマーのマンダレーを震源地とする地震のことが頭におありになったと思うのですが、セルビア国においても巨大地震が発生する危険性は否定できず、本事業揚水発電事業であることから地震という項目が不可欠といえると。したがって、今後の調査においては地震関係の聞き取りや文献の収集・分析を行ない、その結果をDFRに記述すること、という助言案を出させていただいております。
　引き続いて、環境配慮です。ダム建設に伴う水没により生じる土地利用や植生の影響を十分に検討すること、また、近隣地区のダム建設による水没地域の教訓を学ぶため、ダム建設事業の事例を相手国政府へのヒアリングや過去のレビュー等により調査し、本事業による影響評価・緩和策に反映すること。これは、東委員からの助言案です。
　山岡委員からの助言案です。クラクダム下流の動植物について調査を実施し、確認された重要種などに基づき、河川維持流量として現在計画されている一定放流量の妥当性を確認し、その結果をDFRに記述すること、ということです。
　引き続き、社会配慮2点参ります。
　これは私からですが、水源地域対策特別措置法といった日本の法制度を参考に、水没地域の世帯をもとより、アクセス道路や水路にかかる被影響住民の生計回復に配慮し、生計回復の制度の無いセルビア国の実施機関に対して、実効性のある生計回復策の検討を支援すること。
　それと、東委員からは、本事業実施地区は高齢化が進む地域であるが、他国の立ち退き案件の教訓によると、高齢者ほどその土地への愛着が強い傾向がみられ、住民説明会やフォーカスグループディスカッション等を通じて、事業の必要性を高齢者に配慮しつつ丁寧に説明し、さらに社会保障制度や生活状況を調査し、フォーカスグループディスカッションにおいてニーズの確認と支援策について検討すること。
　最後、ステークホルダー協議のところです。東委員からのご提案です。本事業では、高齢者といった社会的弱者を含む17世帯の地元住民の移転が見込まれることから、住民説明会やフォーカスグループディスカッションの周知等をSNSやスマートフォンも活用し、情報を適切に開示しつつ、実施機関と現地ステークホルダーとの間で意義ある対応の実現を支援すること。
　以上、6点でございます。
　論点はどうしましょう。JICA事務局からでしょうか？
〇原嶋委員長　論点も引き続き、ご紹介いただければ。お願いします。
〇小椋委員　では私のほうから論点も。
　これは、私の助言案から派生した論点なのですけれども、委員より、セルビア国では生計回復支援に係る国内制度が未整備であることを踏まえ、本事業において実施機関が生計回復プログラムを策定する際には、日本のダム事業の経験、生計回復を支援するハード・ソフト、例えば、日本では、

ソフト施策として、生活再建相談員の派遣等の相談を行っています。そういったハード・ソフト両面のベストプラクティスを共有しつつ、住民の社会・経済基盤の整備を最大限支援し、実施段階においても実施機関による定期的な生活再建のモニタリングを確認し、JICAとしても進捗を見届ける必要がある旨が指摘された。JICAより、日本の制度・経験を踏まえつつ、実施機関による生計回復支援の検討を支援していきたい旨が、回答された。以上、議事録の代わりに論点として、記録をしていただきました。

以上ですが、ほかの委員の先生方から補足等ございましたらお願いいたします。

○原嶋委員長　はい。東委員、鎌田委員、そして山岡委員、補足等追加ありましたら。

山岡委員どうぞ。山岡委員、先ほど、スコープの範囲の問題について、ご指摘になっておりますので、併せて、もし可能であればどうぞ。

○山岡委員　先ほどのバングラデシュのMIDIでも、申し上げたんですけれども、スコープについてです。論点を見せていただきたいんですが。

結局最終的な論点の、ここにはスコープ云々の話は出てきてないんですが、実際、ワーキンググループの中では最後にこれがスコープの中か外かということで、若干議論がありました。

要は先ほども申し上げたんですが、バングラデシュの場合はSEAなんで、そもそもガイドラインでの明確な記載があまりないということですが、これはF/Sなので、ガイドラインでは、いろいろなことが記載されているわけですけれども、社会環境配慮ですとやはりこの次の段階、RAPになりますので、恐らく、要求されるものが、EIAとRAPではまた違ってくると思うんですね。

ダムですから、かなりそういうところは意識されると思うんですが、やはりRAPで要求されること、あるいはEIAで要求されることが、ガイドラインでもそこまで明確ではないのではないのかなと思いますし、RAPについても、あまりガイドラインで記載が明確ではないというふうに思います。やはりこういう調査の段階を経て、いわゆる、ガイドラインに従ってやるというのが、これ基本になります。冒頭で下川部長からも、ガイドラインを遵守という言葉がありましたから、そういう意味で、いわゆる各段階で、やはりガイドライン、どこを適用するのか、どう適用するのか、何を適用すべきか、ここが若干曖昧なところがありますので、ここはちょっと大きな課題だと思うんですが、今後検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○原嶋委員長　ありがとうございました。

会議室の東委員、聞こえますか。

○東委員　はい、聞こえます。

○原嶋委員長　もしご発言ありましたら頂戴します。

○東委員　はい、今のところございません。ありがとうございます。

○原嶋委員長　鎌田委員、いかがでしょうか。

○鎌田委員　鎌田です。

特にコメント等ありません。ありがとうございます。

○原嶋委員長　それでは、今の山岡委員からのご指摘の点、ガイドラインは、例えば日本の法律の体系そのもののように詳細に全てを書ききるという趣旨ではないので、ある意味典型的なところについてしっかりと趣旨を書いて、それを運用するような形になっておりますので、そういう意味で

は、こう書かれてない部分が多いということですけど、西井さん、どうでしょうか。

例えば代替案についても細かいことが書いてないとか、SEAについても細かいことが書いてないって、それは全くそのとおりだとは思うんですけども、もともと全てを書ききるという趣旨ではないという感じもしますけど。

西井さん、何か受け止めありましたらお願いします。池上さん、どちらでも結構です。

○西井　はい。JICA審査部の西井でございます。

全てを網羅する建付けとなっているわけではなく、各事業の状況に応じても、その適用内容っていうのも変わってくると思うんですが、要所要所で必要なそのプロセスに誤解が無いように、全般的に網羅されているという理解ではあるのですが、全てが全て規程されてるわけではないというのはご認識のとおりかと思います。

○原嶋委員長　ちょっとさすがにその何もかも、例えば日本の法律等とか、その政令省令と同じように詳細に全てを書ききるというところまでは、ちょっと想定はしてないですけど。

山岡先生、どうですか。

○山岡委員　はい、山岡です。ありがとうございます。

ガイドラインですから、どこまで詳細に書くかっていうのは、それは検討内容だと思います。全て書く必要も無いというふうに思います。

ただ、いろいろ、このワーキンググループ参加しまして、やはり議論になるところ、時間がかかるところは、そもそもそのコメントがスコープの範囲に入っているのかどうか、ここがかなり長い議論になると思います。先ほどもバングラデシュの例でもSEAの中でというので、柴田委員からコメントございましたけれども、やはりこれも1種のスコープとしてそれが含まれるのかどうかという、そういう議論になるわけで、ここに非常に時間がかかっています。

もう一つはこの助言する側とされる側の意識のギャップがあるのではないのかなという点です。要は、本来JICAも調査団も、いわゆる事業のスコープに従って事業を進めてるんですが、コメントが本当にそのスコープの中に入っているのかどうか、ここが結構必ずしもその明確ではない場面が出ますので、そういう場合に、いわゆるその事業を実施する側が、若干苦慮する、こういう傾向があるのではないのかなと思うわけです。したがって、できるだけそのガイドラインに従ってという言い方になるのかもしれませんが、よりどころはどうしてもそこになりますんで、そこはもうちょっと明確にしたほうがいいのではないのかなと。こういう意見です。

以上です。

○原嶋委員長　ありがとうございました。

それでは、今のご指摘の点も含めまして、助言文の案につきまして、ご意見、あるいはご質問等ありましたら承りますので、委員の皆様、ご発言ありましたら、サインを送ってください。

ちょっとガイドラインでどこまで書ききるかって問題はなかなかあれですけども、スコープの特定については、案件ごとによってもいろいろ変わってくると思うんですけど、このあたり、もし一般論として柴田委員か、あるいは錦澤委員、教えていただくことがあれば後から教えてください。

石田委員、どうぞ。

○石田委員　はい、委員長ありがとうございます。

助言の3番について、ちょっと教えていただきたいんですが。

クラクダム下流の動植物について調査を実施し、というところです。案件概要説明でクラクダムって新設って書いてあるんです。で、新設っていうのはもう既に出来上がって新設で、既存のものなのか、これから作るのかどうかっていうのはちょっとすみません、わからないんですけども、これダムを作ったら下流の動植物に影響が出るっていうのはもうかなり明白なことかな、というふうに助言案を読んだ時、思ってしまって。そうではなくて、ここできちっと、このようにクラクダム下流の動植物について調査をというふうな助言を為されてる背景とか、理由のようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいんです。よろしくお願いします。

○原嶋委員長　ありがとうございます。

山岡委員、どうぞ。

○山岡委員　山岡です。

通常やはりダムを作りますと、一定流量を放流して、それが河川維持流量として利用されるという、こういう計画になります。したがって、今回も新たなダムが作られますので、そのための検討が必要であろうということです。報告書の中では、一定放流量を検討して決めたという記載があるわけですけれども、それが河川維持流量として妥当かどうかというところまでの記載はなかったもんですから、それが必要であろうということで、このようなコメントといたしました。さらに結構この河川は、いろいろ水生生物で、貴重種、重要種が結構いるようなので、それは非常に重要だというふうに感じております。

以上です。

○原嶋委員長　ありがとうございます。

林副委員長、どうぞ。

○林副委員長　はい。林です。すみません。

助言の1番と2番についてちょっと質問ですけども。

助言の1で出てきた背景、何かそのスコーピングのほうにこういうことが記載があったのか、それともなんとなく最近の世の中の状況を踏まえて、こういうコメントが入ったということなのかというあたりで、この先ほどの山岡委員のスコープの話にも関係するかもしれないですけど、ちょっとこの辺の少し背景をお知らせいただけるとありがたいなと思ってます。それは助言の1です。

助言の2の件はすごく些末なことで、非常に申しわけないんですけども。3行目の相手国政府へのヒアリングや過去のレビュー等により調査し、ということになってるんですけども、これは過去の事例とか文献のレビュー等により調査して、そういうことを意図されているのかと思うんですが、ちょっと確認させていただければなと思います。

以上です。

○原嶋委員長　山岡委員、どうぞ。

○山岡委員　はい。今の林委員のご質問に対して回答します。1番目です。

これ、谷本委員がご指摘されたんですけれども、私が聞いてるうえでは、やはり一般論として、ダムのような巨大構造物においては、耐震性が問題になるということ、及びミャンマーであれだけ最近地震が起きて被害も出ているということ、日本も地震でダムに対する影響というのは大きいところですので、そういう背景を踏まえて、このような助言が出たというふうに理解しております。

以上です。

〇原嶋委員長　ありがとうございます。
　会議室の東委員、聞こえますか。
〇東委員　はい、2番の3行目ですね。ご質問ありがとうございます。
　過去の文献レビュー、文献や報告書ですから、文献を入れていただくということでよろしいでしょうか。
　以上です。
〇原嶋委員長　林副委員長、よろしいでしょうか。
〇林副委員長　はい。林です。結構です。ありがとうございます。
〇原嶋委員長　それでは、助言文につきまして何かご意見等ありましたら、承りますので、サインを送ってください。ちょっとスコープの範囲のどう特定していくかというのは、いろいろ。
　錦澤委員、どうぞ。
〇錦澤委員　はい。ありがとうございます。錦澤です。
　一つは論点のところ、ちょっと見せていただきたいんですけれども。ちょっとこちらの表現上の問題なんですけど、最後の文で生計回復支援の検討支援していきたいと書いてあるんですけれども、これ書いてある内容は理解できますし、日本のその知見を生かしていくっていうのも非常に大事だと思います。ただ、この支援の検討支援していくっていうのが、非常に何ていうか、回りくどい表現になっていて。ここは生計回復策を支援していくということだと思いますので、そこストレートに書いていただいたほうが、しっかり対応していくっていう、そういったことが伝わりやすいかなと、そのように思いました。それが1点です。ちょっとこの表現を検討していただきたいということです。
　それからもう1点。委員長から話がありました、そのスコープの中か外かっていうことで、その助言がそのスコープの中なのか外なのかって、これ結構難しい問題だと思います。私の理解ですと、扱うその問題が、確かにそのガイドラインとかあるいは法制度の規定に書かれていない問題に関わってくるっていうケースは、しばしばあることだと思います。ただ、その助言の内容が、やはり目的というのが、環境社会配慮上、著しい問題が生じるようなことなのかどうかで、そういったことが起きないように助言をするというのが目的としてありますので、そういう観点で、必ずしもその規定に書かれていないことであっても、それがその事業をやることによって、著しい社会影響、あるいは環境影響が生じる可能性があるということであれば、それは助言をするということに妥当性はあるのではないかなと、そのように考えています。
　例えばなんですけど、日本のアセスでも、電力関係で、例えば送電線とか付帯設備で、これは厳密にいうと、日本のアセスだと、その付帯設備は環境影響のそのスコープ外ってことになっていて、過去の事例なんかですと、送電線の景観の影響とかっていう意見が出てきた時に、事業者がそれはアセスの対象外ですって答えたり、そういったケースがありましたけれども、最近はそういったことも環境影響として実際に考えていかないといけないので、考慮するということで、経産省のほうでも取り扱いがややこう変わってきてるように思います。そういったことも、やはり環境影響著しいものが起こるのかどうかで、そういったことを考慮している結果なのかなと、そのように理解をしています。
　以上です。
〇原嶋委員長　ありがとうございます。

論点の表現については、もしかすると意味があるような感じもするので、JICAのほうで、西井さんちょっと確認して、後から受け止めお願いします。

それでは、長谷川委員、お願いします。

〇長谷川委員　はい、ありがとうございます。

山岡委員のほうから、スコープについての大変重要なことが示されましたので、ちょっと私が普段考えてて、ちょっと今回はJICAさんに助言するものとして確認しておきたいというか、ご意見を聞きたいなということがあるんで、ちょっと質問させてください。

私も今、助言者という立場ですけれども、昔は実際にその調査者という、実際に現地で調査を行うものとして長年やってたんですけども、まだその当時はこういった助言委員会というものも無い、社会という名前ついてませんでしたけど、環境ガイドラインというものがありまして、それをかなり重んじつつ、一番現地で調査するものとして守らなくちゃいけなかったのが、JICAさんと契約を交わした業務指示書です。TORとかいいますけども。そこの契約内容、それを踏み外したものはやっていけないというような、厳しいところでやってきたんですが。アセスメントの流れの中でいうと、最初のスコーピングというのは、このTORの中身と整合性がなくちゃいけないということになると思うんですけれども、こういう中で我々の助言というものが、JICAさんとしては、調査団のほうにどのような、いわゆる指示のされ方をするのかということなんですけれども。JICAさんと調査団はTORという形で契約を結んで、それがそのルールで一番大事なものなんですけれども、その中に入った我々助言者がした助言というものが、JICAさんから調査団のほうに指示される時にはどのぐらい守らなくちゃいけないとか、スコープという観点からいうと、これは今回はスコープに入ってる助言です。あるいは、これはそれほど入ってないような助言になるかもしれません。その辺の、何ていうか我々の助言をスコープという観点から、調査団に指示を出す場合に、どのようなその位置づけをされるのか、その辺の考え方というか、これまでやられた中身を少し教えてほしいなあと思います。

以上です。

〇原嶋委員長　ありがとうございました。

それでは、あと、ほかご意見ありましたら今頂戴しますけれども。ちょっとJICAの側にいくつかお願いしていることが出てきました。

会議室の東委員、どうぞ。

〇東委員　はい、会議室から東です。

このワーキンググループの一員と、先ほどのそのどこまでが、そのガイドラインに入るのか入らないのかっていうことですけれども、私の場合は、その最初にピンときたのはビストリッツァ、リッツァという発音でスレブレニツァのことをすぐに思い出しまして。もう30年以上前ですけれども、民族対立、宗教対立でかなりの犠牲者が出た案件です。それでユーゴの戦犯法廷も最終的にもう終わりましたんで、これは助言案に入れるまでもないと思ってコメントにはしたんですけども、やはり調査団の方々、JICAの側ですよね、お願いしたいのは、これはちょっとガイドラインに含まれてませんねという場合は、質問をコメントに変えてはいかがですかというような形で、やはり熟議とその長々とした議論というのは違いますので、そういったことを、JICAの側、調査団の側で、そのガイドラインは我々よりよっぽど熟知しておられると思いますので、ご指摘いただくような形にす

れば、もう少しタイムパフォーマンスのいい、そして熟議につながるのではないかなと思います。
　以上です。
○原嶋委員長　ありがとうございました。
　JICA、西井さん、2点ありまして。論点のところの支援の検討の可能性の検討、を抜くのか。ただ、相手側が支援を検討することを支援するので、もしかしたら意味があるのかもしれないという点が1点と、あと2点目は、今、錦澤委員からもありましたし、長谷川委員から、とりわけJICAの対応について、いくつかご指摘もありましたし、併せて東委員からもありましたので、スコープの範囲内について、JICAの側ではどういうスタンスで対応されてるか、受け止め、お願いしてよろしいでしょうか。
○西井　はい。JICA審査部、西井でございます。
　少しだけお時間いただけますと幸いです。
○原嶋委員長　1点だけ、私のほうから申し上げると、スコープを、錦澤委員からもご指摘ありましたけど、最初から決めつけてしまうことが結果としてはその柔軟な対応といいますか、いろいろな状況の変化に足枷といいますか、制約してしまう。むしろ積極的にそのスコープの範囲か範囲じゃないかということを助言委員の皆様がケースバイケースでご議論いただくということに、意味があるような気がするという面もあるような気がしているのです。
　その点では、先ほど錦澤委員からありましたけど、いろんな状況に合わせて、幅広に今後議論していくという、時間がタイムコンシューミングっていう面はあるのかもしれませんけど、そこにむしろ意味もあるんじゃないかという気がしているということだけ、ちょっとコメントで申し上げさせていただきます。
　それでは、ちょっとJICAの側の受け止めをお待ちするということでお願いします。
　西井さん、もしあれだったら休憩入れますか。
○西井　原嶋委員長、そうさせていただけると大変ありがたいです。
○原嶋委員長　それでは、休憩を入れるということで、今20分ですので、30分再開ということでよろしいでしょうか。
○西井　はい。よろしくお願いいたします。
○原嶋委員長　小椋委員、申しわけありませんけど、よろしいでしょうか。
○小椋委員　はい、承知しました。それでいいです。
○原嶋委員長　それでは、ちょっとJICAの側での内部での意見取りまとめがございますし、時間の都合もございますので、30分再開ということでよろしくお願いします。一旦休憩に入ります。

15:23 休憩

15:30 再開

○原嶋委員長　西井さん、大丈夫でしょうか。
○西井　はい、大丈夫です。
○原嶋委員長　いいですか、それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。よろしくお願いします。
　それでは、今いくつかご指摘いただいた点につきまして、JICAの側で受け止めお願いします。
○西井　JICA 審査部、西井でございます。ありがとうございます。

まず1点目の論点の文言に関しまして、生計回復支援の検討支援という点でございますが、ちょっと回りくどい言い方で大変恐縮ではございますが、意図としましては、委員長が先ほどおっしゃっていただいたとおり、実施主体、先方政府が生計回復支援を検討されるという主体がありますので、それに対してJICAはそれを支援するという関係がございますので、そこを表現させていただいたというところでございます。要はJICAが直接その生計回復支援を支援しているわけではないというところを表現させていただいた次第でございます。ですので、若干言葉多いんですが、そのままとさせていただけるとありがたいと考えております。

2点目、スコープに関しまして、非常に難しい問題をご提示いただいているという認識でございまして、クリアカットな回答、今お示しできるかどうかは、ちょっと確約できないところでございます。

基本的な考え方として認識しておりますのは、ガイドラインで定義しているとおり、我々の事業が、直接的に与える環境社会への影響は、もちろんスコープに入ってくるものでございますが、合理的だと思われる範囲で、その派生的な影響というものも、もちろん議論の対象になり得ると理解しております。ここは議論にありましたとおり、合理的な派生影響というものがどこまで含まれるかというのは、かなりグラデーションがある議論かなと理解しておりまして、ここの範囲について、先ほど委員長からおっしゃっていただいたとおり、議論の中で、ここまでが現実的に見るべき範囲じゃないかっていうところを、探り当てていくしかないのかなと認識しているところです。

議論の範囲としては、今申し上げたとおりでございますが、一方で、これを助言にしていくというプロセスは、これを実態の行動計画に落としていくという作業になりますが、ここにおいて、現実的にできることできないことという議論においては、これは助言を実施する、請け負う立場として、現実的な制約があるという認識でございます。事業自体が先方、実施機関があって、先方のその主体があって運営されているものですので、彼らの主張ですとか、我々が現実問題としてカバーしうる範囲というものは、現実としてあるかなと理解しております。ですので、先ほど言ったそのグラデーションのある議論の中で、現実的に助言に落とし込めるところというのは、そのあるべき論と、現実的に我々がやるべきことの範囲、現実を見つめた中での折衷案として助言案を形作っていくしかないのかなと理解しております。

助言に関しましては、もちろんいただいた助言はこちらは真剣に捉えておりまして、調査団との関係では助言の対応というものを、1個1個確認をして、きちんと助言対応できているかどうかというのは、契約の中で確認をしておりますし、契約の中で依頼をしているところでございます。

もちろん、助言対応結果というものを助言委員会に改めてご報告する機会がございますので、その結果がちゃんとお示しできるように、少なくとも契約の中で調査団の皆さんにもちゃんと対応を依頼をしており、結果も確認しているというところでございます。

翻って先ほどの議論に戻りますが、議論としてはあっても、我々が対応できないものを助言にはできないというところで、ここは議論の範囲とは別問題として、現実問題で落としどころということを、各ワーキンググループの中で議論させていただいているのが現実かと理解しております。すみません、若干あやふやなところはあるかと思うんですが、大枠の考え方としては、今のようなイメージを持ってございます。

○原嶋委員長　ありがとうございました。

錦澤委員、そして、山岡委員、いかがでしょうか。
○山岡委員　はい、山岡です。
JICA が今おっしゃったことは理解いたしました。私もスコープをしっかり決めて、それの範囲内だけで、この助言をしたり、議論するということを言っているわけではございません。当然、スコープになくても非常に環境影響上重要な視点であれば、これはスコープに関係なく議論する必要がありますし、そういうことを議論する場でもこの助言委員会があるというふうに認識をしております。ただ一方で、やはりこの事業っていうのは、そのマスタープランと F/S と詳細設計と施工では当然段階が違うので、その段階に応じて、いわゆる、事業のスコープ及びその環境に関するスコープというのも変わってくるわけですから、そこは意識してコメントもする必要があるでしょうし、対応する必要があるだろうということを申し上げたかったわけです。
拠り所となるのは、今のところやっぱりガイドラインですので、ガイドラインというのもいろんなこの意図で作りこんでいるわけですが、それほどそのSEA、EIA、IEE、RAPごとに応じて、じゃあどういうふうにこうガイドラインを適用するかというところまでは詳細ではないので、そこは検討する余地があるだろうと、こういう指摘です。
以上です。
○原嶋委員長　ありがとうございました。
錦澤委員、いかがでしょうか。論点の言葉の問題、もし可能であれば。
○錦澤委員　はい、論点のところは承知しました。特に強い意見ではありませんので結構です。
スコープのところも理解しました。基本的には、やはりケースバイケースで検討していくっていうことが、基本になるのかなと。そのように理解をいたしました。
以上です。
○原嶋委員長　ありがとうございました。
それでは、今の点については、今後もいろいろ、ご議論いただいて、場合によっては、ガイドラインの見直しとか、あるいはFAQの言及とか、いろんな可能性がありますので、審査部のほうでもご検討いただきたいと存じます。あと、助言文そのものについては、概ねいろいろご議論いただいて、ご意見が出ていると思いますけれども、もし繰り返しになりますけど、1点ほど、文言修正ございますけれども、助言文そのものにつきまして、何かご意見ありましたら承ります。
石田委員、どうぞ。
○石田委員　助言案の修正等のコメントではないんですけど、先ほどの山岡委員からご回答いただいた3番に少しわからないとこがあったので、ご回答いただいて、わかったこととしては、つまり、2行目の現在計画されている放流量が、ダムの下流域における、現在における河川生態系の適正な維持が図れるよう、その妥当性を確認するということだと理解できました。ありがとうございました。特に修正してほしいというわけではありません。
以上です。
○原嶋委員長　ありがとうございました。
ちょっと私、忘れていたんですけど、錦澤委員から休憩中にチャットをいただいておりましたけど、この点を含めて、先ほどのご発言ということで、受け入れていただくということで、錦澤委員、よろしいですか。

○錦澤委員　はい、結構です。
○原嶋委員長　すみません。ありがとうございました。
　それでは一応、助言文そのものについては、いろいろご意見いただいて、出尽くしてるかと思いますけれども、もしご意見ありましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。
　繰り返しになりますけど、本件については最後になりますけど、もし助言文にご意見ありましたら、頂戴しますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。
　それでは今、画面で1点修正ございますけれども、今シートといいますか、画面に示されているとおりで、本案件の助言文確定させていただきたいと存じます。
　小椋委員、どうもありがとうございました。
○小椋委員　皆さんご議論いただいてありがとうございました。
○原嶋委員長　スコーピングの範囲の問題につきましては、今後も引き続きご議論いただいて、先ほど申し上げたとおり、長期的にはガイドラインの見直しもあるでしょうし、FAQでの言及とか、いろんな可能性がありますので、またいろいろご意見を蓄積したうえで、JICAの側でもご検討いただくということで、西井さん、よろしくお願いします。
○西井　はい、承知いたしました。ありがとうございます。
○原嶋委員長　それでは、次でよろしいでしょうか。
　4番はどなたかご準備はできてますか。
○西井　すみません。JICA審査部、西井です。
　ちょっと今担当入れ替わりますので少々お時間いただけますでしょうか。すみません。
○原嶋委員長　谷本委員は入ってらっしゃらないですか。ちょっとごめんなさい。事務局の側にお聞きしたいんですけども、谷本委員は入っていらっしゃらないっていう状態で。
○西井　審査部の西井でございます。谷本委員、本日は技術的トラブルで、やはり入れないみたいです。
○原嶋委員長　じゃあ一応オンラインの中に入ってらっしゃらないということで理解してよろしいですね。
○西井　はい。そのとおりでございます。
○原嶋委員長　それでは、準備が整いましたら、4番目の議題を始めさせていただきたいと存じます。
○西井　申しわけございません。
　事業部の担当が今、こちらに向かっている最中ですので、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。申しわけございません。
　お待たせして申しわけございません。事業部担当者到着いたしましたので、次の議題、進めさせていただければ幸いです。
　よろしくお願いいたします。
○原嶋委員長　原嶋です。
　それでは、4番目、モニタリング段階の報告ということで3件ございます。3件ごとにご担当は別と理解してよろしいでしょうか。
○西井　はい、JICA審査部でございます。

基本的に3件、別々の議題ではございますので、それぞれで審議させていただければ幸いです。
○原嶋委員長　それでは、まず一つ目がフィリピン国の南北通勤鉄道事業の件でございます。
それでは、ご説明お願いします。
○城戸　はい、聞こえてますでしょうか。東南アジア第五課の城戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、南北通勤鉄道マロロス-ツツバンについて説明させていただきます。まず、事業の背景について簡単に説明申し上げます。
本案件は人口増加が激しいマニラにおきまして、交通渋滞、大きな課題となっているという状況の中で、マニラ首都圏の国際競争力を促進させる鉄道の建設を目指すといった案件になってございます。次のページをご覧ください。
事業概要につきまして、実施機関が運輸省となり、L/A調印が2015年、そして二つ目のL/Aが2023年に締結されております。
コントラクトパッケージCP 01、02というのが土木となってまして、03が車両の調達、そして04というのが鉄道システムの信号となっております。
ちょっと右側の地図、わかりづらい部分もあるのですが、左上から右下にずっと伸びているのが南北通勤鉄道です。この中で、N1、37.7㎞と書かれているのが今回の事業のスコープとなってございます。
JICA自体は、地図上の「N2延伸」と記載されている部分も支援をしておりますが、今回は「N1」と表示している箇所に該当する案件であることをご注意いただければと思っております。
なお「SC」と記載されている、南のほうにつきましては、ADBとJICAが協調融資で支援しているといった形となります。次のページをお願いします。
進捗状況でございますけれども、14年10月に協力準備調査を開始しまして、その後14年の12月にスコーピング案、全体会合を通しまして、15年の5月にはDFR、ワーキンググループ、全体会合の付議をさせていただきました。
先ほど説明したとおり、15年の11月にL/A調印、17年の2月に詳細設計、19年1月に着工、最初のパッケージとなってまして、23年に輪切りの一つ目、L/A調印第二期が調印されたといった形となってございます。次のページをご覧ください。
現状の写真ですが、CP01と02で、駅舎が8割9割できているようなところもあって、パッケージによっては進捗が進んでいるといったところがございます。
車両調達につきましては、1両、既に現地に届いているものがありますが、これから日本で製造して入っていくといったステータスのものもあります。少しずつ進んでいるという状況がご確認いただけるかなというふうに思います。では、次のページお願いいたします。
カテゴリ分類につきましては、Aとなってございます。次のページをお願いいたします。
主な環境社会配慮モニタリング事項と緩和策ということで、まず汚染対策につきまして、記載のとおりになっておりますが、大気汚染につきましては定期的な散水、囲い等するといったことですとか、騒音につきましては、建設機械のマフラーや消音装置の取り付け等、振動につきましても、低振動型の建設機械の採用といったところを想定してございました。
自然環境面につきましては、国立公園等の影響を受けやすい地域ではないといった形で記載して

ございます。

社会環境配慮のところですけども、こちらにつきましては、約3万3,000平米の用地の取得と、約1,000世帯への影響が想定されるといったところで、ガイドラインに沿った住民移転の計画が進められることが求められている状況でございます。

その他のモニタリングにつきましては、記載のとおりでございますけれども、基本的にはDOTrの責任のもと、コントラクターがモニタリングしていくといった形を想定してございます。それでは、次のページをご確認いただければと思います。

実際のモニタリング結果について、これから説明を申し上げます。

まず、大気質ですけれども、2ポツのところに結果が記載されていますとおり、現時点で基準値を超えるような数値は確認されてないといったのが、大気質の結果であると思っております。要因としては、散水、速度制限、土壌を運ぶトラックに対するカバー等、そういった対策をとってきたということもありまして、基準値を超えてるような現状にはなってないところでございます。次のページをお願いいたします。

水質について、こちらにつきましては、下の表の中で赤字で記載されているところがいくつかあるかと思いますが、そのサンプリングした場所によっては、一部基準を超えるDO、油、そしてBOD、大腸菌を確認しているといったところでございます。これらについては、いろんな理由があると我々は考えており、その放水の防止とか、あと清掃の確立を徹底していると記載しておりますが、周辺のコミュニティからの廃棄物の場所に近いことですとか、近隣住民による廃棄物投棄、また、気温の影響等が緩和されまして、サンプリングした時には基準値を超えてしまっているという状況になるのかなというふうに理解してございます。

この点については、引き続きモニタリングをしていきたいと思っておりますが、緩和策として、近隣コミュニティに対しても、継続的な環境保護の啓蒙活動、施工現場における清掃等も実施しているというふうに聞いております。次のページをご確認いただければと思います。

騒音については四半期ごとに測定しておりまして、基準値を超過しているサイトが多く確認されているというような状況でございますが、一方で、そのベースラインの時の数字が既に基準を超過していたとケースが散見され、本事業に係る工事が直接的な原因なのかといったところについては、もう少し分析が必要なのかなと思ってますが、従来の交通量の多さ等が起因してるんじゃないかと推察しております。

また、工事の実施前とモニタリングの数字との比較では、若干ですけども、減少傾向にあるといったところも、確認できるかなと理解してございます。それでは、次のページをよろしくお願いします。

振動についてでございます。こちらにつきましても、コントラクターが四半期ごとに測定、朝、昼、夕方、夜の4回やっております。こちらも振動一部の地域におきまして、基準値を超えた値が確認されているといった状況でございます。他方で、こちらも、工事実施前も基準値を超過しているといったこともありまして、本事業に係る工事が直接的な原因ではない部分もあるのではないかというふうに考えてございます。

なお、よくご覧いただくと、こちらもベースラインとの比較では、実績値がやや低下しているケースもありますので、先ほどの騒音とも同じような傾向にもあるのかと、理解してございます。次

のページお願いします。
　交通渋滞の対応ですが、こちらについては工事が進んでいますCP 01、02におきまして、交通整理要員を配置しているといった状況でございます。
　次のスライドを見ていただきますと、設置、その交通整理の状況ですとかが確認できるかと思いますが、右側の写真において、整理要員と標識が立ってるといった事例を掲載させていただいております。次のページをお願いいたします。
　こちらの用地取得・住民移転のところについて、本事業では先ほどお伝えしたとおり、約3万3,000平米の用地取得が必要です。実際に案件が始まって、詳細に確認をしたところ、1,165世帯、先ほどの報告値よりも少し増えておりますけれども、への影響が想定されているという状況でございます。その中で、Informal Settle Families、ISFの全1,094世帯のうち、337世帯は移転済みという形になっておりまして、残る用地の取得、及び住民移転についても実施機関である運輸省が継続して取り組みをしているところでございます。なお移転済みのISFの方々に対しては、移転時の補償費用は支払済みになってございます。
　一方の正規住民71世帯につきましては、内62世帯に対しての補償費の全額支払いは終わっているということですが、移転についてはまだ終わってないという状況でございます。次のページお願いします。
　最後のページとなりますけれども、苦情処理メカニズムにつきまして、これまで計565件の苦情が寄せられておりまして、内544件、96%が解決しているという状況でございます。未解決の苦情につきましては、21件確認されているという状況です。これらにつきましては、現在DOTrと借款コンサルタントにて、内容の精査と対応を図っているという状況でございます。
　簡単ですけれども、まずは、南北通勤のマロロス-ツツバンの状況について報告させていただきました。
○原嶋委員長　どうもありがとうございました。
　それでは、今ご説明いただきました内容につきまして、ご質問等ありましたら承ります。
　それでは、小椋委員、どうぞ。
○小椋委員　はい、ご説明どうもありがとうございました。
　今ご説明いただいた中で、15ページ、用地取得・住民移転のところと、グリーバンス、苦情処理のところについて、教えてください。
　71世帯のうち62世帯が補償金全額もうもらってますと。その中で全世帯が未了というのは、何か移りたくない特別な理由とかあったりするんでしょうか。また、その中で、苦情の中身、内容はどういったものか、もし差し支えなければ、教えてください。特にやはりResettlement系、Land Acquisition系がなんか多いように思えるんですけれども。
　以上です。
○原嶋委員長　ありがとうございました。
　それでは、源氏田副委員長、どうぞお願いします。
○源氏田副委員長　はい、源氏田です。
　スライドの16枚目、苦情処理の話なんですけれども、今の小椋委員の質問とちょっとかぶるんですが、非常に苦情件数が多いですよね。その内訳をみると、Constructionが224件、それから

Environmentが193件ということで、この二つが最大の要因になっていると思うのですが、主にこのConstructionとEnvironment、特に環境についてどんな苦情が寄せられているのかというのを、わかれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございます。

錦澤委員、どうぞお願いします。

○錦澤委員　はい、ありがとうございます。

1点は、7ページのところに説明では触れられてなかったと思いますけれども、線形変更があって、環境の許認可を再度取得したっていうことですかね。こういった場合に、アセス自体はもう一度やり直したっていうようなことがあったのかどうか、その点ちょっと教えてください。

それから、もう1点は、16ページの、今既にご指摘あったところで、苦情の件数が非常に多いということなんですけれども、この内容を教えていただきたいと私も思ったんですけれども、これだけ苦情が多いっていうのは、この後出てくるものでも、苦情が殆どないっていうようなケースのほうが多いと思うんですけど、これだけ多いっていうのは、その事業がやはりなんかかなりインパクトが大きいっていうことなのか、あるいは、このグリーバンスメカニズムのその周知の仕方が何かこううまく伝わったっていう、そういうこともあるのか。そういう意味では逆に何ていうか、きちんとこういったメカニズムが使われているっていうことなので、そういった意味での、そのなんていうか、評価できる部分もあるのかもしれないんですけれども、その点について教えてください。

以上です。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございます。もうお一方いただいた後、城戸さん、お願いします。

衣笠委員、お願いします。

○衣笠委員　はい、衣笠です。

私も苦情処理メカニズム16ページのところで苦情が多いっていうことがあり、未解決の苦情は精査中ということなんですが、未解決が21件あるというところで見てみると、Environmentが17件と多いのと、あと、地域性で見ても、Meycauayanっていうんですかね、が15件残ってるということで、このEnvironmentでこのMeycauayanというところの関連性っていうのをちょっとお伺いしたいというところです。

それに関連するのが、この水質のところを見てみると、確かに一部基準値というところで、超えているのがあると思うんですけど、特に大腸菌のところ、これ気になるなというところがあって、先ほどあったMeycauayan Riverとか高い数字が見えるかなと思っていますし、ベースラインとかと比べてもBODとか、あるいは油脂のところも高いということで、工事の関連性があるのかという確認です。

で、この水質の緩和策で、継続的な環境保護の意識啓蒙活動を行っているということなんですが、これはしっかりとしたその予算付けができているのかというところと、あとはどういった、実効性の担保というのはなかなか難しいと思うんですけれども、実効性を保つためにどういったことをしてるのかっていうのが、もしわかれば、教えていただきたいなと思います。

以上です。

○原嶋委員長　はい、それでは、城戸さん、苦情に関するものが共通して多いんですけども、その

他、住民移転の完成してないところとか、あと線形変更の対応、あとベースラインとその緩和策の予算付けの問題ございますので、適宜順番にお願いしてよろしいでしょうか。
○城戸　はい、ありがとうございます。
　ちょっと順番に適切に答えられてるか、やや自信が無いんですが、最初の質問いただいたところ、用地取得の62名に何か問題があるかっていうようなところだったと思うんですが、こちらについては、特段何か苦情とか問題があるとの話は聞いておりませんでして、恐らく施工の順番を踏まえて、移転を待ってるんだろうというような形なのかなということを想定しております。
　二つ目の質問とも絡むんですけども、苦情処理について、別途担当のほうから補足をさせていただければと思います。
○鈴木　JICAの鈴木と申します。
　苦情処理のメカニズムですけれども、まずフィリピンにおいては、他国も同様かもしれませんが、まずグリーバンスを提出できるようなフォームを統一しまして、その周知を正規の住民と非正規の住民に対して行っていると聞いております。
　加えまして、RAPのImplementation Committee という形でのコミッティを作って、そういった場での共有ですとか、あるいはローカルレベルでも同じようにコミッティを作りまして、現地の方々への周知を行っていると聞いています。そのうえで、同フォームを通じて出てきたのが、この苦情の数と理解をしています。
　そのうえで、いただいた主に多いConstructionと、Environmentの中身の部分についてですけれども、網羅的じゃない部分もありますが、Constructionについては、いわゆる建設施工が始まったことで、例えば洪水が多く起きてるんじゃないかとかっていうような苦情が出ていると確認をしております。
　一方で、Environmentのほうにつきましては、こちらは施工によって、地域住民の方、住まれてる住居に、例えばひびのようなものが入った等という苦情をいただいているというふうに、実施機関のDOTrからも聞いております。、現在、この未解決のEnvironmentも、こういった施工によるひびのようなものが入ったといったような苦情が非常に多いと聞いております。確認中となっているのは、こういった施工が本当に直接的に住居に対しての影響があるのかといったっていったよう因果関係を調べているというふうに聞いております。グリーバンスについては、概要ひとまずこの形でご報告させていただきます。
　すみません。一つ漏れていた線形変更に伴うECCの取得のタイミングですが、こちらEIAをアップデートするような形で作業を行っております。それに基づいて、フィリピン国内でECCの改訂版についても承認をしたということが経緯となりますので、補足をさせていただきたいと思います。
○城戸　あと、最後の水質のご質問の中で、予算付け、実効性のところのご質問があったんですけども、予算については、この借款コンサルタントのお金から支弁されている部分があるというふうに認識しておりますので、不足しているかどうかってところは、現時点では、不足しているという課題の話は出てないというふうに認識しています。
　一方で、実効性のところについては、ご指摘のとおり、必ずしも啓蒙だけで全てが担保されるってわけではありませんので、この点については留意をしていく必要があるのかなというふうにも思っておりますし、我々としてもどのような形で実効性を担保しようとしてるのか、ここについては

実施機関とも相談していきたいなというふうに思ってございます。
○原嶋委員長　それでは、ひとまず、次に進めさせていただきます。
奥村委員ですね、何か画面に出すものがある。
○奥村委員　はい、私、質問というよりは、コメントなんですけれども。
大気のところのページにいっていただきたいんですけれども。大気で、基準値を超える数値は確認されてないっていうことで、とは言いつつ、いろいろな緩和策がとられた結果ということなんですけれども。JICAの環境チェックリストのほうを見てみると、鉄道って実は大気はチェック項目に入ってなくて。このマテリアル09をちょっと表示していただくと。今お送りしたリンクのほうですかね。それをちょっと表示いただけますでしょうか。下を見ていただくと、汚染のところで実は大気は入ってません。とは言いつつ現実問題として、今回もチェックいただいてて、いろいろリスクはあるっていうことであれば、もしかしたらそのチェックリストのほうも、なんか汚染対策の環境の項目の中に、項目として入れる必要があるのかなと。今回だけで決めるっていうのはちょっと乱暴かもしれないですけれども、こういう問題とかがいろいろ出るようであれば、こちらのチェックリストの改訂にも反映してもいいのかなと思ったところです。質問というよりは意見です。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
田辺委員、どうぞお願いします。
○田辺委員　はい、田辺です。2点ございます。
一つは、移転住民世帯がもともと1,005世帯だったのが、1,165世帯ということで、160世帯ぐらい増えているのですが、その理由は先ほどチラッとお話した路線の変更ということが主な要因なんでしょうか。また、この増加は160世帯なので、200世帯には達しないということで、再度カテゴリA相当ではないという判断をされて、特にその助言等のやり直しというのは行わなかったという判断でよろしいのかどうかというのが1点目です。
それから、2点目は報道等でJICA職員の汚職の問題が言われているのはこの案件でしょうか。もしそうすると、その報道の中で非常に急いでいたというコメントがなされているんですが、その急いでいた理由がこの住民移転のいろいろと問題が起こっていることと、何らかの関係性があるというふうな見方は可能なのかどうかというのが2点目です。
以上です。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございます。
鈴木克徳委員は音声。
○鈴木（克）委員　もしもし、聞こえますでしょうか。ありがとうございます。
私の質問というのは、大気質のところで、先ほどの奥村委員の話とも関係しています。
まず、この大気質とそれから、その次の次のスライドにある騒音のところですけれども、モニタリングポイントはどこかということについて教えていただけないだろうかと思っています。というのは、今回の結果は工事中の影響ということでモニタリングが行われていると思うのですけれども、まず工事中の影響として、駅舎等の建設工事に関しての影響と、それから工事用車両による影響という二つの側面があると思うのです。これはどちらを測っているのかということを、確認をさせていただきたいと思ってます。
この大気質のところで、工事中の各駅にてTSP、PM10、PM2.5、SO2、NO2、CO、Pb、オゾン

を計測とありますけれども、計測項目を見ると、工事用車両ということを念頭に置いているのではないだろうかと思うのですけれども、下のほうを見ると、この最後の3つ、CO、Pb、オゾンは計測をされていないようで、駅舎等の工事現場における大気質の測定を行っているのかなというようにも、一方で見えるんですけれども、他方で書かれている文書のほうは、むしろ工事用車両の影響ということを書いておられるかなと思いました。また、二つあとのスライドにある騒音のところもこれは工事現場の話が書かれているようですけれども、実際には工事用車両による影響というものは、モニタリングされているのかどうかといったところについて、教えていただければと思います。

以上です。

〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

それでは、城戸さん、お願いしてよろしいでしょうか。

大気の問題と住民移転、そしてちょっと私、報道のことは存じ上げないので。

〇池上　すみません、審査部事務局、池上です。審査部のほうから1点だけお伝えしたいと思います。

先ほど、線形変更の際に助言委員会にかけて助言を求めなかったところについてご質問あったかと思います。この点についてはご承知のとおり、カテゴリAに相当するような重大な変更があった場合には助言委員会にかけさせていただきますけども、カテゴリAに該当するかどうかについては、先ほど住民移転の件がお話出ましたけれども、それだけでなく、総合的な判断で、カテゴリAに該当するほどの変更ではなかったという判断に基づいて、この件については改めての助言委員会にはかけていないとご理解いただければと思います。

事務局のほうから、以上です。

〇原嶋委員長　はい、どうぞ。

ちょっとJICAの側で分担していただいて、ご回答お願いします。

〇城戸　はい、大気質の質問の先に、移転住民の世帯数が増加した点についてお答えしたいと思いますけれども、実際の案件が始まって、その詳細計画の作業が始まりますと、Parcellary Surveyといいまして、具体的に影響を受ける住民の方々の、その土地の範囲ですとか、補償額っていうのをこう算出していくプロセスに入るんですが、その中で改めて、その住民の方々をこう見てみますと、例えば、一つの家屋に1世帯だと思ってたものが、実は2世帯だっていうようなケースが多々あったということで、それが主な理由として増加に至っていると。

一方、その逆で、二つの家屋に1世帯というケースもあったそうなんですけど、全体としては増えたということでございます。ですので、ちょっと線形の変更によるというものよりは、そういった再調査をして確認した結果だというふうな認識を持ってございます。

なお、報道の汚職の件のところにつきましては、これは本件ではございませんので、回答は控えさせていただきたいと思っております。

あと、大気質と騒音のところにつきましては、ご指摘のとおり、我々としては、この工事中の悪影響についてのモニタリングをしているといったところでございまして、ちょっとすみません、チェック項目について、もしかして審査部のほうからご回答いただいたほうがいいかもしれませんけれども、あと、調査ポイントにつきましては。

〇鈴木　観測のポイントについては、すみません、現時点で明確に我々も把握できてないというところではあるんですけれども。ただ、モニタリングの報告の中で、見ている限りでは、ご指摘のとお

りで、工事用車両の部分でもなんらか観測しているようですし、駅舎に係る工事の部分についても、観測しているような様子が伺えるといったところで把握しておりますので、ご指摘いただいたような、こう明確に全て同じ目的、同じポイントでっていうようなところはないのかもしれないというのが、すみません、現時点でのご回答になります。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
　JICAの側はよろしいですか。何か補足、審査部のほうからもありますか。
○池上　審査部、池上です。チェックリストの件だけ、補足させていただきます。
　チェックリストについて、このセクターはこの項目をチェックするという基本的なデフォルトとしては決めておりますけども、個別の案件によって、それぞれ事情に鑑みて具体的な項目を決めておりますので、そういった形で、今回のこの案件については、この項目が入っているとご理解いただければと思います。
　ですので、今後も、チェックリスト全体をどうこうではなくて、個別の案件の事情・状況に鑑みて、フレキシブルに雛形をベースにしながら項目を変えていくという対応させていただければと思っております。
　以上です。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
　鈴木克徳委員、何か追加でご発言ありましたら、もし。どうぞ。
○鈴木（克）委員　はい、工事現場での影響と工事用車両の影響っていうのは明らかに別のものなので、また後ほどで結構ですけれども、それぞれについてどうなってるかっていう情報がわかれば、いただければありがたいなと思います。
　以上です。
○原嶋委員長　今の点は、実務的にはクリアに分かれる問題なんですか、鈴木先生。
　私も現場感覚がちょっと不足してるんですけど、工事車両と工事現場っていうのは、場所にもよるんでしょうけども、これもモニタリングポイント設定によって明確にこうなんていうか峻別というか、分けることができることなのか、あるいは状況によっては難しい場合もあるような感じがするんですけど、いかがでしょうか。
○鈴木（克）委員　例えば、駅舎の工事の時に駅舎自身の中での測定というものと、それから、工事用車両は明らかに道路のほうでの影響ということになりますので、それは明確に分かれる形になると思います。
○原嶋委員長　城戸さんのほう、今ご指摘受け止めございますか。
○城戸　はい、ありがとうございます。
　ちょっと実施機関にももう一度どのようなモニタリングをしてるのかっていうのは確認をしたいというふうに思いますし、その駅舎とあと車両について、分けてモニタリングできるのかといったところも確認したいと思います。
　1点、私から質問を逆にさせていただきたいなと思ったんですけども、今回の工事が高架橋でずっと続いているような工事になってまして、その一部が駅舎になってるみたいな構造になってはいます。ですので、素人感覚なんですけど、駅舎か高架かって言われると、同じような工事をしてる部分もあるのかなと思ったのですが、車両は別途道路沿いにモニタリングできると思うものの、駅舎と

高架って改めて分ける必要があるのか、もしくは駅舎だけでいいのか。その辺どのように考えればいいか、実施機関にも伝えるうえでご助言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇鈴木（克）委員　建設現場というふうに、駅舎っていうのは、工事現場というものを、一番わかりやすく言う意味で、駅舎というような言い方をさせていただいたのですけれども、いわゆる工事を実施している工事現場と、それから工事用車両というものとの影響というのを、分けて考える必要があるのではないかということであります。

例えば、騒音、振動のところで書いておられるような、対策っていうのは、明らかに工事現場での対策というものが、中心になっているように、見受けました。それはそれで非常に大切なことだし、適切な対応をとっていただいてるので、結構じゃないかなと思うのですけれども。一方で、騒音ということになると、交通騒音みたいな話もあるのではないだろうかと思います。そのあたりをどういうふうに整理しているのかということについて承知をしたいなと思っています。

以上です。

〇城戸　承知いたしました。

建設現場とその車両交通の部分で、分けて分析できるようにモニタリングすることが望ましいというご指摘だと理解しましたので、どのような対応が可能なのかということも含めて、実施機関とコミュニケーションしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

〇原嶋委員長　今ご指摘の工事現場と、工事車両が通る道、当然範囲が変わってきて、今後、あらゆる案件において同じようなことが出ておりますので、ちょっと峻別の仕方、モニタリングの書き方とか、それもちょっとまた個別で議論する余地があろうかと思いますけれども。大変貴重なご指摘、鈴木委員、ありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。次の案件もございますけれども。とりあえず一旦ここで本案件締めくくりさせていただきたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

もし何かありましたら、ご発言、サインを送ってください。

続く案件も、説明者は同じなんでしょうか。

〇城戸　はい、次2件もフィリピン案件ですので、私のほうから説明させていただきます。

〇原嶋委員長　それでは、とりあえず一旦、今の南北通勤鉄道については締めくくりさせていただきまして。

二つ目の案件、同じフィリピン国のカビテ州産業地域の洪水リスク管理事業につきましても、ご報告をお願いします。

〇城戸　はい、ありがとうございます。

資料の3ページ目をまず投影いただければと思います。

こちらの事業の背景ですが、カビテ州というマニラの首都圏の南にあります衛星都市における洪水対策の案件となってございます。

カビテ州、非常に経済発展が著しい地域でございまして、工業団地、もしくは住宅地が増えているような地域となってございます。このカビテ州には、イムス川、サンファン川、カナス川の3本の中小河川が貫流しているといったところなんですけども、洪水の被害が多い状況が続いているとい

った状況でございまして、それらに対応する河川改修事業という形となっております。次のページをご覧いただければと思います。

事業の背景としまして、継続しておりますけれども、22年の時点において、17の工業団地が存在しておりまして、うち167社は日系企業ということになっておりますけれども、台風によって洪水がある際には様々な在庫等の資機材が被害にあうといったような状況が発生している状況でございます。

次のページに移らせていただきまして、本事業、河川改修事業ということで、パッケージが5つ、設定されております。やや細かいのですが、サンファン分水路、分水堰、あと橋梁といったところの建設、あと、リオグランデ川の河川改修、イランイラン川の河川改修、あとマリマンゴ排水路の改修等といった形で、主に地域ごとにパッケージを分けながら進めているというところです。最後のCP05に住民移転のその移転地の整備といったものも本事業で進めているといった形となっております。

次のページに移っていただきまして、進捗状況でございますけれども、こちらも15年に協力準備調査を開始しまして、同年12月に助言委員会で案件概要を説明させていただき、スコーピングのワーキンググループを実施させていただいております。17年の6月、助言委員会、ドラフトファイナルレポートのワーキンググループをして、そして17年11月にL/A調印に至っている状況です。21年の12月に詳細設計をやりまして、22年から、土木の工事は着工している状況でございまして、29年に完工を予定してございます。

次のページをご覧いただきますと、現状の工事の状況が掲載されております。工事着々と進んでいる状況でございまして、河川の改修、CP1、2、3といったところが進んでおりますし、マリマンゴの分水路はCP4、そして移転地も進んでいる状況です。これは我々の円借款の中では、土地の造成をやっておりますが、そこの上の建物は現地政府が並行して進めているといった状況でございます。次のページをご確認ください。

カテゴリについては、Aという形で進めさせていただいております。次のページをお願いいたします。

主な環境社会モニタリング事項と緩和策ということで、大きく1から4つ、汚染対策、自然環境面、社会環境面とモニタリングといった記載をさせていただいております。

まず、汚染対策につきましては、河川改修工事、主に乾季に実施するということで、河川の締切による影響は限定的ということと、大量の土砂流出を想定されないといった前提は置きつつも、濁水防止、廃棄物対応ですとか、そういったところを記載してございます。

自然環境につきましては、こちらも国立公園等の影響を受けやすい地域ではないということで、自然環境への望ましくない影響は最小限であるという前提とはなってございます。一方で、河川・水路の水流や、魚類の回避を妨げない工法の適用等、あとマングローブを守るような放水路設計等、そういった対策を進めていくということが掲げられております。

03番の社会環境面ですけども、こちらにつきましては、877世帯の移転が想定されているといったところで、一番最後に書いておりますけれども、本事業において、正規住民、非正規住民双方に向けた移転地が整備されるといったことを事業のスコープの中に入れてございます。

最後のその他モニタリングにつきましては、こちらは実施機関であるDPWHがモニタリングして

いくといった形で、モニタリングの体制を整えているといった状況でございます。
それでは、モニタリングの経過につきまして、説明させていただきたいと思います。
大気質につきましては、まず周辺の大気質をコントラクターが四半期ごとに測定しておりまして、一番最後のポツになりますが、全観測地点において、測定値が基準値内に収まっている状況です。次のページをお願いします。
水質ですが、こちらにつきましても四半期ごとにコントラクターが測定をしております。一部の観測地点におきまして、BOD、大腸菌が基準を超過しているという状況でございます。こちらにつきましては、人口の密度、農地の広さ、周辺の家畜に関連する家庭活動に由来する有機物の廃棄物、産業廃棄物、及び商業廃棄物、あと最後に汚染物質を河川に運び込む可能性のある降雨現象等が要因になっているというふうに考えられているということを、実施機関を通じて確認してございます。
一部の観測地点におきましては、ベースライン値から大幅に増加しているという状況もありまして、これらは、人口が多い地域、もしくはマニラ湾内でのサンプル採取の時間帯、あとは潮位の波の具合とか、そういった影響もあるのではないかと考えております。観測地、この資料上には示せてはないんですけど、四半期ごとに見ておりますと、かなり大きくぶれているという状況もありまして、なかなかこの1時点での判断難しいところであるのですけが、基準値を下がってる季節もあったりするところです。
ですので、この最新のものについては、お示ししているとおりではあるのですが、引き続き、どういう状況になるのか、モニタリングしていく必要があると思っております。
次のページも、水質の継続ですので、割愛させていただきまして、その次にお願いいたします。
水質の続きなんですけれども、CP5のところにおいては、塩化物濃度、Chlorideが基準値超過しているという状況ではありますが、こちらについては、高潮の際の海水の直接侵入によるものということを聴取しております。また、リン酸アンモニア値の超過についての項目もあるんですけれども、こちらにつきましては、住宅・商業・工業からの肥料の流出、不適切に処理された廃水等の要因によるものだというふうに理解しております。
現時点では本事業の工事に起因する水質の影響はみられてないということですけれども、今後、CP1での分水路新設等の大規模工事が本格化するということになりますので、こうした四半期のモニタリングを注視していきたいと考えてございます。それでは、次のページ、振動・騒音、ご覧ください。
こちらにつきましても、四半期ごとにコントラクターがモニタリングを実施しております。騒音につきましては、ほぼ全ての観測地点において基準値を超過しているという状況でございます。ただ、工事を実施していない朝、昼、夕方、夜の数字も基準超過しているといったこともございまして、これらは周辺の交通等の影響もよるんじゃないかなというのは推察をしているところでございます。
こちらも今後は特にCP1の分水路新設等の大規模工事が本格化していくという状況もありますので、しっかりとモニタリングしていきたい思いますし、先程ご助言いただいたとおり、建設現場とその車両の違いも、本件も、同じ指摘が当たるかなと思いますので、そういった点も踏まえて、モニタリングをお願いしていきたいと思ってございます。次のページをお願いします。
こちら、振動についてのモニタリング結果ですけれども、振動につきましては、基準値内に収ま

っているという状況でございます。次のページをお願いします。

こちらにつきましては、そのサンプリングデータをとっている写真となっておりまして、上が騒音の計測をとっているところの写真、下が振動を計測している写真となっております。次のページをお願いいたします。

廃棄物につきましては、こちらもコントラクター、四半期ごとに測定しておりまして、リサイクル可能なものと分別をして、廃棄物につきましては、現地ルールに則って、廃棄物への適切な対応をしていることを確認しております。事業の開始時に残土処分地の候補として4箇所の公有地が挙げられていたということで、どの処分地とするか、関係者で現時点で調整を進めているという状況ですので、この点については今後も注視をしていきたいなと考えてございます。次のページをお願いいたします。

これも現状、廃棄物対応の状況を示した写真でございまして、廃棄物置き場、ゴミの分別の状況、あと運搬の状況となってございます。次のページお願いします。

生態系につきましてですが、CP1、5において、マングローブ2,000本の伐採が計画されているという状況でございまして、CP5の伐採につきましては、環境省より許可を取得済みということで、残りのCP1の伐採につきましては、許可申請につき、環境省がレビュー中ということになってございます。

代替植林につきましては、まだ実施されていないという状況でありますので、今後その進捗をフォローしていきたいと思っております。次のページお願いします。

環境社会配慮モニタリングの結果ということで、用地取得の住民移転です。こちらも先ほどちょっと説明したParcellary Surveyを確認した結果、正規住民241世帯、非正規1,059世帯の住民移転が必要となっているということを確認しました。これも環境レビュー時よりも若干増えているという状況でございます。965区画の用地取得が想定されているうち、28区画が既に用地取得完了しているという状況で、正規住民241世帯につきましては、215世帯の土地及び建物の評価が終わっているということで、今後順次、補償費の支払いが為されていくという状況でございます。

あとその非正規住民1,059世帯の移転につきましては、現在移転地を整備中ということですので、まだ移転は発生してないといったところでございます。引き続き、世帯数も対象世帯が多いですので、状況については注視していきたいと思ってございます。次のページお願いします。

引き続き、用地取得の部分ですけれども、正規住民におきましては、その資産、収入等、詳細に調査したうえで、適切な補償額を検討して合意した金額において金銭を補償するという流れになっております。

非正規住民につきましては、移転先の土地及び住居の提供はされるという形となってございます。その移転地につきましては、CP05で整備を進めているということでございます。

以下の写真、ステークホルダーミーティングの様子となっておりますが、しっかり今後、大きな問題なく住民の合意を得られるように、フォローしていきたいなというふうに思っております。

最後のページですけども、生計回復・苦情処理の部分です。こちらにつきましては、まずその住民移転は、まだ実施はされてないので、生計回復支援っていうのは説明されてますけど、実施にはまだ至っていないといったところでございます。あと、住民移転について、具体的な住民移転計画を継続協議をしているところで、町内に移転を希望する自治体もありまして、その移転先を検討して

いる部分もございます。あとは、苦情処理委員会が設立済みということですので、今後はその状況についてもモニタリングしていきたいと思います。

最後に現時点では、本事業の環境社会面に関する住民からの反対苦情は、寄せられてないという状況でございます。

私からの説明は一旦以上とさせていただきます。

○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました内容について、ご質問等承ります。

小椋委員、どうぞ。

○小椋委員　はい、小椋です。どうもご説明ありがとうございました。

2点コメントと1点質問なのですが、まず質問のほうから。

用地取得・住民移転については、先ほど説明いただいた21ページですが、非正規住民には移転先の土地及び住居が提供される。正規住民は金銭補償ということなのですが、冒頭のご説明の中では、9ページですが、正規住民・非正規住民の双方に向け移転地が整備されるとこういう書きぶりなので、ちょっと齟齬があるんじゃないのかなと思うのですけど、いかがでしょうか。

それから、特に住民移転においては、金銭補償だけでそのままどこかに移転して、捕捉ができないことが多いと思うのですが、この事業に限っていうと、移転先地が整備されるので、生計回復策を施したうえで、どこまで生計が回復したかというモニタリングが可能になると思うので、ぜひそこの捕捉、モニタリングをお願いしたいと思います。多分それができると住民移転のモニタリングではベストプラクティスになるのではないかなと思ってます。

以上です。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

もうお一方、重田委員、どうぞ。

○重田委員　同じく用地取得・住民移転なんですけれども、用地移転計画に伴って用地取得再定住をどうやってるかっていうところの少し概要をお話いただければと思います。

カンボジアとかの例ですと、再定住地域に関して、いかに合意形成していくか。そこに自治体とかNGOとかいろいろ入って、合意形成してる場合もありますし、移転先があまり環境がよろしくなかったり、埋め立て地域だったり、いろいろあるんですけれども、そういう、移転先、再定住住民地域の配慮とかあるんでしょうか。その辺を教えてください。

以上です。

○原嶋委員長　はい、城戸さん、お願いします。

○西井　審査部、西井でございます。今内部相談しております。少々お待ちください。

○城戸　まず、非正規と正規の記載の齟齬があるのではないかというところです。ご指摘のとおりということになります。すみません、こちらの審査時には、正規住民、非正規住民双方に移転地が整備されるということを確認して、その当時の記載をここに記載しているわけなんですけれども、その後、実際に実施機関とも確認したところ、フィリピンの国内の法律上は、最終的には記載されてるとおり、正規住民については、金銭の補償という形になるというところでございますので、そのように訂正させていただきます。失礼いたしました。

あと、生計回復のモニタリングです。今後ちょっとどのタイミングまでモニタリングするのかっ

ていうところもあるかと思うんですが、ご指摘のとおり対象住民のその後を確認しやすい状況にあるかと思いますので、事後評価を含めて、そうしたモニタリングで、どこまで生計回復ができたのか、そういったところもぜひ、確認していきたいと思っております。ありがとうございます。

あと、移転先のその合意の方法なんですけども、ちょっとお待ちください。配慮するプロセス、その合意形成のところは勘案している状況でございます。例えば、当初は、その移転先をそのCP05で造成している場所に移転地に移転してくださいという話を進めていてはいたんですけども、その一部の市からは、市内に、その移転地先の市ではないところの市にいたいという希望もありまして、そこは現在、ではその同じ市の中で、どういった移転地があるのかというところを確認しているという状況にありますので、実施機関と、あと現地の自治体、NGOとの協議も踏まえて、影響住民の方々の移転先と決めていくということになりますし、合意がなければ、その違う移転先の可能性も含めて、検討が進んでいるという状況でございます。

〇原嶋委員長　石田委員、どうぞ。

〇石田委員　マングローブ植林のことについてちょっと教えてほしいんです。スライドでいえば19枚目です。

代替植林を行ってマングローブの植林をするということですが、そこに代替として植えた後の、その植えたもののモニタリングについてです。マングローブは成長していくわけで、そのモニタリングについて何かきちんとしたものが予定されてるんでしょうか。そういったところの事情がご存じであれば教えていただけませんでしょうか。

以上です。

〇原嶋委員長　はい、城戸さん、お願いします。

〇城戸　はい、ありがとうございます。

マングローブの植林後の状況のモニタリングというふうに理解したんですけども、大変恐縮な、ちょっと私として、今詳細な情報をもっているわけではないところでございます。

他方で、フィリピンで、この木材の伐採について、非常に厳しい許認可があるということは認識しておりまして。特に環境省が、そういった一つでも切るのであれば、別のとこに植えなさいというような、対応されてますので、恐らくですけども、環境省中心にモニタリングをしていくのではないかとは、推察はしておりますけれども、ちょっとその状況については、今後、確認をしていきたいというふうに思っております。

〇石田委員　石田ですけど、ご説明ありがとうございます。

フィリピンだけじゃなくて、例えばインドもそうだったと思いますけれども、皆さんよく代替植林として植えます、植えますって言って植えられるんですけども、その後のモニタリングをしないと、植えてもそれが元の代替の意味が本当にはたして果たせるのかっていうのはいつもというか、時折疑問に思うところなので、その点はもしJICAのほうでも可能であれば、その後の植えた植林は実際にどのようにきちんと育っているのかっていうところも情報が得られるようであれば、ぜひまた得ていただいて、私たちに教えていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

〇原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

それでは、城戸さん、本当にご負担、申しわけないんですけれども、3番目も城戸さんでよろしい

でしょうか。
〇城戸　はい、私で対応させていただきます。よろしくお願いします。
〇原嶋委員長　それでは、ひき続き3番目についても、ご報告いただいて、そのあとまた若干ご質問等承るということで。大変申しわけないんですけど、引き続き3番目、フィリピン国の洪水リスク管理事業ということでございます。よろしくお願いします。
〇城戸　はい、ありがとうございます。
そしたら資料の3ページ目をご覧いただければと思います。
本事業、カガヤン・デ・オロ川流域というところでの、河川改修事業となっておりまして、場所は右側の地図にありますミンダナオ島の半ばに、中心付近にあるちょっと北部のところでございまして、こちらミンダナオの中では、ダバオに続いて二つ目に大きい都市という形となっております。人口約73万人でございまして、工業団地もありまして、その中で日系の企業も含んだ方々が入られているという状況になっております。地域の特徴としまして、主要河川、中でも特に勾配が急であるということもありまして、鉄砲水みたいな急な洪水が発生するという状況を有しております。
このミンダナオ島、以前は台風とは関係ない地域だということで、フィリピンの中でも知られてはいたんですが、昨今のその気候変動を踏まえて、台風なり大雨が頻発している状況でございまして、洪水被害への対応も必要になってきているという状況でございます。次のページをご確認ください
先ほどの繰り返しになるんですけれども、近年、大規模な洪水被害連続してるといったことと、この地域、経済的にも非常に重要な地域ということもありまして、河川改修の事業が要請されたものという形となっております。次のページをご確認ください。
事業概要ですけれども、大きく3つのパッケージに分かれておりまして、避難道路のかさ上げというのが、CP1、あと、堤防の建設が一つ目です。二つ目が、カガヤン・デ・オロ川下流域の上下流部における洪水擁壁の建設2.3㎞、そして3つ目がカガヤン橋の改良と堤防及び洪水壁の建設6㎞といった形となってございます。次のページお願いします。
タイムラインとしまして、こちらにつきましては、2012年に協力準備調査が始まりまして、13年5月に助言委員会、案件概要説明させていただき13年5月にスコーピング、13年11月にドラフトファイナルのワーキンググループをさせていただいております。15年の3月にL/A調印をしまして、18年の6月に詳細設計、同年の12月に工事が着工されておりまして、24年の3月に完工するといった形となってございます。次のページをお願いいたします。
実際にはもう工事は終わっているという状況なんですけれども、現状としましては、CP01での道路のかさ上げの状況が左側に、あと、洪水擁壁、CP2パッケージが真ん中、そしてカガヤン橋がCP3ということで、一番右側に載せてございます。
次のページ、こちらもカテゴリAということで分類させていただきまして、案件を進めてまいりました。次のページをお願いいたします。
モニタリング事項、大きく4つに分けてございます。一つ目が汚染対策ということで、工事中の騒音、粉塵、廃棄物、水質汚濁について、モニタリングしていこうといったことを掲げてございます。
あと、自然環境につきましては、こちらも国立公園等の影響を受けやすい地域には該当しないということではありますが、動植物、水生生物等の、生態系の影響についてはモニタリングしていく

ということとなってございます。

社会環境面につきましては、本事業1,087世帯の移転を伴うといったところでございまして、ガイドライン等に沿った対応が求められているといったところでございます。なお、社会環境面につきましては、本事業におきましては公開対象外となってございますので、今回の報告からは対象外とさせていただきます。

04番のその他のとこにつきましては、モニタリングの計画につきましては実施機関DPWHのもと実施していくといった形となってございます。

それでは、モニタリングの内容に移らせていただきます。

まず大気質のところですけども、こちらもコントラクター、四半期ごとに測定をしておりまして。3つ目のポツですけども、1地点で基準値の超過が確認されていますが、当該観測地は大型トラックを含む車両通行量が多い道路の近辺であるということから、それらの影響を受けたんではないかというところを検討しておりますが、全体としては基準値を下回っているポイントが多いと理解しております。次のページです。

対策の状況を写真で載せておりますけれども、散水車における路面への散水、もしくは工事現場における泥の撤去、さらに重機のメンテナンス等を対応してきているのを確認しております。次のページをご確認ください。

水質につきましては、こちらも四半期ごとに測定をしている結果ではあるのですが、大腸菌及び油の数値が基準を超過しているポイントがいくつかある理解でございます。こちらも、河川近隣からの直接排水、特に近隣の家畜等の影響があるのではないかといったところです。あと、本事業着工前の2019年第3四半期時点で、大腸菌の数字は基準を超過していた、既に、いうことですので、本事業の工事の影響は、ある程度限定的な部分もあるのではないかというような推察をしてございます。

一方で、水銀・TSSに関しましても、一部観測地において基準値を超過しているという状況を確認しておりまして、こちらにつきましても、近隣の商工業施設・居住地域からの直接排水、降雨状況等による影響が出てる部分もあるんじゃないかと考えてございます。次のページをご覧ください。

こちら継続ですので、その次のページをお願いいたします。

次は振動と騒音です。工事中の騒音振動は四半期ごとに測定しておりまして、測定地点全てにおいて基準値内に収まっている状況でございます。下に騒音モニタリングの様子を写真を掲載させていただいております。次のページをお願いいたします。

騒音につきましては、測定地点全てにおいて基準値を超過している状況ではあるというところですが、こちら、工事を実施してない時も、基準値をオーバーしてるといったこともありまして、周辺の交通量による影響もあるのではないかと推察をしてございます。対策としまして、工事機材の定期メンテナンス等を行う等の緩和策を実施しているところでございます。次のページをお願いいたします。

④の廃棄物でございますけれども、残土、伐採樹木、一般廃棄物の量や種類は、コントラクターが四半期ごとに測定をしておりまして、残土について、指定場所に保管、適切に廃棄されたといったことを確認してございます。次のページをお願いします。

こちらの廃棄物対応の状況の写真を載せているものでございます。

最後、モニタリング結果、生態系ということでございまして。こちらにつきましては、伐採面積の最小化、生態系等の変化を誘導する伐採の回避といった緩和策をしております。環境レビュー時、2種の貴重種の生息が確認されておりましたが、これら貴重種を含めて本事業の工事に伴う植物への影響というのを確認しておりません。一方で、竹林につきましては、93箇所におきまして、植え替えを実施しているという状況でございます。あと、本事業における住民等からの反対や苦情は現時点では寄せられないという状況でございます。

簡単ですけど、駆け足となり恐縮ですが、私の説明は以上となります。

〇原嶋委員長　どうもありがとうございました。

この件については、社会面はモニタリングの対象から除外されているという点がございますけれども、今ご報告いただきました内容につきましてご質問等ありましたら、サインを送ってください。

小椋委員、どうぞ。

〇小椋委員　はい、ご説明どうもありがとうございました。社会面は対象外ということなのですけれども、1点、もし差し支えなければ教えてください。この事業では、移転先地の整備は考えられていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

〇原嶋委員長　城戸さん、お願いしていいですか。

〇城戸　移転先の整備は入ってございません。

〇小椋委員　はい、わかりました。

〇原嶋委員長　ほかございますでしょうか。

これまでご発言をいただいていないのは、鈴木和信委員ですか。ほかの方は一通りご発言いただいていますか。

〇鈴木（和）委員　はい、委員長、すみません、鈴木です。ありがとうございます。これまで発言しなくて申しわけありません。

〇原嶋委員長　別にいいですよ。謝ることではないです。

〇鈴木（和）委員　私はこの案件よくわかってなくて申しわけないですけれども、先ほどのこれが対象になっていないというお話ですけど、なにか特段の理由とか背景があったのか、ほかの委員の方がしてたら申しわけないんですけれども、ちょっと私、記憶がなくて申しわけありません。教えてください。

〇原嶋委員長　これは池上さんでしょうか。

フィリピンはしばしばこういうケースが多いように記憶していますけれども。

〇池上　はい、審査部事務局、池上です。

一般論になりますけれども、公開合意については、毎回、半年ごとの報告でご説明していますとおり、なかなか取れない時期があったりもしますが、1件1件交渉を重ねて、極力公開合意を取りつけるようにしている状況です全体的な傾向としては、公開合意が取れている案件が増えてきてるかなと思いますけれども、今回ご報告する3件の中でもこの案件が一番古いということで、当時なかなか厳しい状況があったのかというふうに推測しますけど、この案件の審査段階の細かい協議については当方で把握しているわけでなく、あくまでも一般論としてのコメントに留めさせていただければと思います。

〇原嶋委員長　はい、あと、会議室の柴田委員、東委員よろしいでしょうか。何かありましたら。
〇東委員　はい、現時点では結構です。
〇原嶋委員長　それでは、石田委員、どうぞ。
〇石田委員　1番最後の生態系のスライドで93箇所において竹林の植え替えを実施したと書かれています。これは本事業との関係はどういうことなのか、ちょっと教えていただけませんでしょうか。
〇原嶋委員長　続いて、鈴木克徳委員、お願いします。
　鈴木克徳委員、聞こえますか。お願いします
〇鈴木（克）委員　ありがとうございます。
　私は1点、細かいところでのコメントなのですけれども、水質のモニタリング結果において、オイル、グリースが基準を超過しているというのがありました。もう工事が終わってしまった話であるし、そう頻繁にあるわけではないのですけれども、例えば大腸菌群数とかは、水質に関しては様々な要因があると思うのですけれども、オイル、グリースに関していうと、この工事によって起因する可能性がかなり高いのではないかと思っています。
　頻繁にあったわけではないから、あんまり気にしなくてもよいのかもしれないのですけれども、今後の各種の工事等に対して、そういったオイル、グリースなどの流出みたいな話が無いように、十分注意してもらうとよいのではないかなと思ったので、コメントをさせていただきました。
　以上です。
〇原嶋委員長　長谷川委員、どうぞ。
〇長谷川委員　はい、いつ質問したらいいか、タイミング計りかねてたんで、今手を上げてしまいました。
　3件のフィリピンの詳しいモニタリング報告、ありがとうございました。
　大変基本的な質問で恐縮なんですけども、通常ですと、何十もあるモニタリングのオンゴーイングのものの進捗を、一括して説明をなさるんですが、今回フィリピン、この3つの案件を選んできて、これだけ詳しい説明をしたということなんですけども、やり方としては、どういう案件を選んで、どういうタイミングで、こういった全体会合で取り上げるのか、そのあたり、審査部、あるいは、委員長でも結構なんですが。基本的な質問で申しわけありません。教えてください。
〇原嶋委員長　重田委員、どうぞ。
〇重田委員　はい、重田です。
　鈴木委員が言った水質なんですけれども、水銀や浮遊物量、TSS、一部観測地において基準値を超過しているとちょっと気になったんですけれど、現状はどうなのか。引き続き、実施機関を通じて状況をフォローしていくということですけど。特にね、水銀は日本でもいろいろ公害とかありましたので、十分ご注意していただきたいと思います。
　ここは私も20年ぐらい前に訪問した時があって、結構NGOが盛んで、ミンダナオは森林伐採も当時激しくて、いろいろ環境保全とかやってたんですけれども、ちょっと懐かしい感じがしました。
　以上です。
〇原嶋委員長　はい。それでは、JICAの側手分けしてお願いしてよろしいでしょうか。
　長谷川委員からのご質問、審査部のほうで対応していただいたほうがよろしいかと思いますけど、お願いします。

○池上　審査部事務局、池上です。
　長谷川委員からのご質問ですけれども、皆様、ご存知のとおり、半年に1回カテゴリA案件のモニタリング状況がどうかということについてご説明させていただいておりますけれども、それ以外に個別のカテゴリA案件については、モニタリング期間中、それぞれ1回こういった機会を作りまして、モニタリングの状況についてご説明させていただいているという状況です。
　今回、地域部のご協力があって、フィリピンの3件について立て続けにご報告することになりましたけれども、ほかの案件でも、適切な時期に、これからモニタリング報告をさせていただくことになります。近年ご報告の件数が多くなかったために特別な印象を持たれたかもしれません。コロナの影響で、なかなかモニタリングレポートが出てきにくい時期もあったので、案件が着工してからなかなか報告ができない状況もありましたけども、2025年度についてはモニタリングレポートの取り付け状況も改善していますので、この報告も数多くできるのではないか、このように考えているところです。
　以上です。
○城戸　続きまして、東南アジア第五課から、まず竹林のご質問なんですけど、すみません、ちょっと、ここ、一部工事の場所とかぶってしまったので、植え替えをする必要があったっていうことなんじゃないかということだと理解してますけど、大変恐縮ながら、具体的な場所とか、どのような経緯があったのかは、この場でお伝えできるだけの情報が無いということでございます。
　あと水質のモニタリングで、オイル、グリースについては、本事業の影響が可能性高いんじゃないかっていうのはご指摘があったかと思いますけれども、ご指摘のとおり、その大腸菌よりは、より工事に近い影響が出る指標だ、というふうに改めて認識しましたので、水質を見ていく指標についても、工事と直結しやすい部分と、周辺からの影響が出やすい部分があるというふうな認識を改めて持ちましたので、そういった点も含めて、今後モニタリングをしていきたいなというふうに思いますし、最後にご質問いただいた水銀につきましても、ご指摘のとおり、日本でも、もちろん、大きな問題ではなっておりましたし、私としても、この水銀の値がちょっと高いのは気になっておりますので、今後、状況についても、実施期間についても、実施機関とコミュニケーションをとって、状況確認していきたいと思ってございます。
　ありがとうございます。
○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。
　それでは、一通りご報告と質疑させていただきましたので。
　柴田委員、どうぞ。
○柴田委員　はい、会場の柴田です。
　ちょっと終わりかけのところで恐縮なんですけれども、今3番目のカガヤン・デ・オロの話と、ちょっと2番目のカビテ州の洪水対策の洪水リスクの事業と、ちょっと併せてマングローブの関係でお伺いしたいことがありまして。
　カガヤン・デ・オロの、環境社会配慮助言委員会の時のちょっと記録がパッと出てこなかったので。恐らく今回モニタリングに載ってないっていうことは、マングローブの関係、あんまり議論されてなかったのかなっていうふうに思うんですけども。ちょっと記憶だと、確か河口のところに、脇というか北側になんかマングローブ林があったかな、なんかそういう地域だったかなってちょっ

と記憶してまして。

モニタリングに載ってないっていうことは、そっちへの影響は特段みられてないっていうような理解でよろしいかというのが1点と、あと、カビテ州の洪水リスク管理事業の時のちょっと助言委員会とJICAさんとのやり取りの中で、その代替の植林について、天然のマングローブ、なんか1本の伐採につき100本の苗木を植樹しますというような回答いただいていて、で、今回2,000本、3.7ヘクタールで2,000本で相当な本数になるので、これ天然だった場合ってこう2,000の100倍ですから20万本。苗木なので、生息密度が成木とだいぶ違うかなと思うんですけど、一方で20万本ってなると、ものすごい面積、多分植林地が必要になるのかなと。で、これ、保護区で植林するっていう方針を伺ってたかと思うんですけども、そのあたりこれだけの量の植林地見通しがついているのかどうかっていうところ、もし情報があれば教えていただければと思います。

○城戸　はい、ありがとうございます。

カビテの案件についてのマングローブなんですけど、まだ植林自体は進んでおりませんので、そういった観点からちょっと報告することもなくて、モニタリングの中には入ってないということなんですけども、この点についても今後、しっかり見ていきたいというふうに思っています。

すみません、ちょっと実際に植える本数につきましては、2,000本を植えるのか、2,000本相当のかける100本を植えるのかってところはちょっと十分把握できない部分もありますので、この点は内容について、確認をしていきたいと思いますし、基本的には環境省のほうで決められたルールで対応されているということで、それを踏まえた許認可を取っているということだと理解はしておるんですけども、ご指摘のとおり、本当にその植林が可能なのかというところも含めて、ウォッチしていきたいなというふうに思っております。

○原嶋委員長　柴田委員、いかがですか。

○柴田委員　はい、柴田です。

ちょっと伐採の規模が大きかったので、植林の規模が大きくなることが予想されるということで、質問させていただきました。引き続き、確認していただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長　どうもありがとうございました。

それでは、3件、立て続けにご報告いただいて、城戸さん、ありがとうございました。

石田委員、どうぞ。

○石田委員　すみません、終わりかけのところに。

簡単にわかれば教えていただきたいんですが、このようにして、モニタリングの詳しい報告を受けて、私を含め、私は委員として、非常に現場のことは勉強になるんですけれども、こういう議論をこのあと、恐らく相手国側実施機関にフィードバックされると思うんです。で、そういう時の相手国の受け止めはどうなのかなっていうのがちょっと気になったというか。続けて言いますと、相手側国家といいますか、当該国の実施機関が、本当は援助国側のモニタリングに関しては、こういろいろとコメントをつけられるレベルを超えて、自分たち自身でモニタリングをきちんとやっていくようになることが、目指す方向だと思うんですが。こういった今の形のモニタリングのあり方は、このように委員会に報告をして、相手にフィードバックをするってやり方。その方法が相手国のモニタリング能力の向上にどのように資することになるっていうのかというのについて、何かJICA側

でお考えがあれば教えていただけませんか。
　以上です。
○池上　すみません、審査部事務局、池上です。
　モニタリングのフィードバックについてということですけども、この助言委員会での報告というのは、あくまでもモニタリングの中のごく一部でございまして、モニタリングレポートが出てきた際に、こちらのほうでも、そこに疑問点があったり、足りない情報があったりした場合には、モニタリングレポートに対するフィードバックを実施機関に返すという形をとっております。それを通じて日常的にといいますか、理想的には四半期に1回、相手国側に対して何が足りない、こうするべきだというコメントが伝わる仕組みであり、この仕組みを通じて日常から実施機関側のモニタリング能力の向上を図っているという状況でございます。
　また、助言委員会こういった場で、モニタリング報告の際に大きなご提言をいただいた場合には、また改めてそれに追加する形で情報として先方に提供して、より円滑なモニタリングをしていただくという形になるかと思います。
　事務局のほうから、以上となります。
○石田委員　わかりました。ありがとうございます。
　ただ思うのは、こうやって、いろんな意味でコメントを出せる側から出てる。そういったことがらを、相手国とか、実際に事業を実施している側が自分たちのものとして取り入れて、モニタリングができるようにしていくっていうことも大切だと思うので、そういった点も考えていただければなと思いました。単にそのコメントのやり取りだけではなく、なんかもう少し相手国の能力が高まるようなやり方はないのかなと思ったものですから、質問させていただきました。ご回答ありがとうございました。
　以上です。
○原嶋委員長　はい。それでは、ちょっと時間の制約もございますので、モニタリング報告について、ここで締めくくりとさせていただきます。
　城戸さん、どうもありがとうございました。
　それでは、続きまして、緊急時の措置の取り扱いに係る報告ということで、お願いします。これも担当者の入れ替わりでよろしかったでしょうか。
○西井　今、席を入れ替えております。少々お待ちください。
　事務局、西井でございます。準備できましたので、開始させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
○原嶋委員長　それでは、緊急時の措置の取り扱いに係る報告ということで、1件バヌアツ国の社会基盤インフラ緊急復旧計画でございます。それでは、ご報告お願いします。
○増田　はい、よろしくお願いします。資金協力業務部の増田と申します。よろしくお願いします。
　ページをめくっていただけますか。
　本件、昨年の12月17日にバヌアツの首都近郊で発生しました地震により被害を受けた、首都ポートビラの中核的なインフラである、タガベ橋の復旧及び代替ルートの確保、及び空港・病院等の社会基盤インフラの修繕を行う事業でございます。事業内容以下4つを主なコンポーネントとしております。次のページお願いします。

災害の概要ですけれども、12月17日午後12時51分にマグニチュード7.3の地震が発生し、死者、負傷者が出ております。次のページお願いします。

被害状況ですけれども、首都のポートビラの中心地区を中心に、ビルの倒壊ですとか、崖崩れ等が起きております。JICAとしましては、年明けから、調査団を派遣して、被災状況の大まかな把握を行ってきておりまして、今回ご紹介している内容というのは、その調査の報告になります。次のページお願いします。

それら調査を踏まえまして、タガベ橋の改修という内容が提案されておりまして、タガベ橋は、空港から市の中心地に結ぶ重要な幹線道路に位置して、交通量も多い橋になっております。地震により橋台背面の路面陥没ですとか、主桁のコンクリートの剥離、それから橋台周辺に地すべりの亀裂が発生しており、架け替えが必要な状況になっております。次のページを。

タガベ橋が、空港とCBDを結ぶ唯一の道路ということで、このタガベ橋を架け替える際には、迂回路の建設というのが必要になっております。で、今現在、3つの候補地が上がっておりまして、この中で、A-1の場所が有力なんですけれども、詳細設計を通じて具体的に検討する予定になっております。こちらがA-1の概要でして、前後に公用地があるということで、カウンターパートのほうも、ここが有力ではないかというふうに、今検討しているところでございます。で、ここにはもう既に住民が竹を使った簡易な橋を架けておりまして、歩行者が行き来しているような場所になっております。その次お願いします。

そのほか、空港ですとか病院といった、過去、無償資金協力で協力した施設に一部、軽度の被害が発生しておりまして、ここの補修も、プロジェクトの中に、今入れているところでございます。で、そのほか、橋梁維持管理の機材をここで入れておりまして、このタガベ橋とは別に、現在、建設中ですけれども、テオマ橋という橋を建設中でございまして、これらの橋梁の維持管理に資する機材というものを入れる予定にしております。

今回ご報告事項としましては、環境社会配慮ガイドライン1.8に基づく緊急時の措置を適用するということをご報告させていただければと思っております。

カテゴリ分類ですけれども、現在、我々のほうでは、道路・橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないというふうに考えております。

本事業は、バヌアツ国に対する災害復旧緊急支援であり、緊急的に実施する必要があることから、事業を実施決定までに環境社会配慮ガイドラインに基づく環境社会配慮の手続を実施する時間が無いことから、環境社会配慮ガイドラインの1.8に基づく緊急時の措置を取るという判断をさせていただければと思っております。次のページお願いします。

今後実施予定の手続ですけれども、25年7月頃にG/Aを署名する予定になっております。G/A締結後、本体事業のコンサルタント契約の中で、基本設計、詳細設計を行ない、その中で環境社会配慮の調査を含む調査を行ない、入札開始前までに環境レビューを完了させるということを想定しております。

本来であれば、環境ガイドラインに従い環境レビュー後にG/Aを締結する予定ですけれども、日本政府と相談した結果、本事業においては例外的にG/A締結後に環境レビューを行って、その情報公開を行うという形で進めさせていただければと思っております。

ただし、あらかじめ適切な環境社会配慮が確認されるまでは入札を開始しないということを条件に、案件を進めるということを相手国と合意する予定にしております。参考までに被災の状況を、写真をつけさせていただきました。

以上でございます。

○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。それでは、今ご報告いただきました内容についてご質問等承りますので、サインを送ってください。

どうぞ、重田委員、どうぞ。

○重田委員　重田です。聞こえますか。

この案件は非常にバヌアツの緊急災害で支援するっていうことで、この目的は非常に正しいと思いますけれども、これが無償でなくて有償になったっていうのは、何か理由になるのか、それが1点です。

もう1点はこのほかに、人道支援なり、技術支援なり、ほかのJICAの支援をしていたのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長　会場の東委員、どうぞ。会議室の東委員、お願いします。

○東委員　はい、案件そのものに対する疑問とか、そういうものは全くないんですけれども、余震の程度ですよね。どうなってるのか、それは表にまとめられたほうがいいのではないかと、そういうふうに思います。コメントです。

以上です。

○原嶋委員長　それでは、JICAの側お願いしてよろしいでしょうか。

○増田　はい、ありがとうございます。お答えいたします。

まず本件ですけれども、有償か無償かというところでございますと、すみません、そこの辺、明確にしておりませんでしたが、本件は無償資金協力になります。

ほかの支援につきましては、12月17日に発災後、緊急援助隊の物資供与が行われておりまして、その後、調査団を派遣し、経済社会開発事業でがれき処理の機材の供与を決定しております。それに加えまして、今回、震災復旧の案件ということで、インフラ復旧の案件、本件が、進められているところでございます。

また、次の余震の程度ですけれども、地震発生後は、年内かけてはかなり余震があったということで事務所から聞いておりますが、年を明けた後、調査団が入り始めた頃は、余震の程度はかなり少なくなっておりまして、私も3月に行きましたけれども、特に余震を感じることなく、今は落ち着いている状況というふうに聞いております。ただ、地震発生があったということで、引き続き、モニタリングしながら案件を進めていきたいと思ってます。ありがとうございます。

以上です。

○重田委員　はい、ありがとうございました。

○原嶋委員長　ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、山岡委員、どうぞ。

○山岡委員　はい、ご説明ありがとうございます。

手続省略というのは、緊急事態ということで理解しました。ただ、実際これ事業やっている時、事

業を進めるうえで、カテゴリBということで、やはりこれはIEEレベルの環境社会配慮は行うという、そういう理解でよろしいでしょうか。
　以上です。
○原嶋委員長　二宮委員、どうぞ。引き続きどうぞ。
○二宮委員　よろしいですか。はい、ありがとうございます。
　私からはこのポートビラの多目的埠頭、今回は対象になってないようですけど、一部被害があったということで、これは2012年でしたでしょうか、JICAの支援で整備されて、私も助言に関わらせていただいたという記憶がありますけれども。
　今回、緊急ということなので、そのことについては、特に異論はありませんけれども。当時かなり、先ほどの山岡委員からの問題提起のスコープの範囲という議論にも関係してきますけれども、その当時、やっぱりかなり幅広のスコープで、かなりこういろいろなものを対象に議論があって、その多目的埠頭以外にも、湾が非常に半閉鎖的というか、ユニークな、貴重な自然環境ということで、湾全体についての議論を幅広くした記憶があります。サンゴ礁の白化とか、それを移植するだとか、富栄養化への影響だとか、そういうことを非常に細かく議論をして助言をさせていただいて、モニタリングレポートがそのあと公表されているかどうか、ちょっと確認私はしてないんですけれども、モニタリングがされていると思いますので、その結果は、ぜひ今回の事業に関しても確認をしていただいて、出来る範囲で構わないと思いますので、それを踏まえる形での支援をしていただければありがたいというふうに思っております。意見です。
　ありがとうございます。
○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。
　増田さん、お願いします。受け止め。
○増田　はい、ありがとうございます。
　まず1点目ですけれども、資料の72ページ、A-1概要というところを開けていただけますでしょうか。対象サイト②迂回路建設A-1概要、その次、そこです。今A-1という候補地があるんですけども、迂回路建設、こちらの一番左上の写真、ちょっと引いた写真があるんですが。こちらの丸が書いてあるところの右側のところがバーになっておりまして、そこの脇を入っていたところが、その右側の左上の写真、ちょっと青い壁がある写真、こちらがバーとの境界線になっております。恐らくここの一部用地取得が必要になるのではないかというふうに考えておりまして、そのような場合は、IEE相当の調査は行うということで、今考えているところです。
　その以外のところには、特に住民が住んでいるという場所は確認されていません。現時点ではされておりませんが、そのあたりも調査の中でしっかりと確認し、必要な対応を取っていきたいと思っております。
　それから、多目的埠頭ですけれども、こちらも、今回の地震により一部被害があるんですけれども、現在、使用できる状況にあるということ。また、これを、その被害に対する支援を行うとなると、少し無償資金協力では実施する規模にはならないということで、今回の案件の中では対象外というふうに考えております。ただ、バヌアツで、過去実施しました各種案件の環境モニタリングの結果については、ご指摘いただいたとおり確認をさせていただいて、今回の案件にも活かしていきたいというふうに考えております。

以上です。
〇原嶋委員長　どうもありがとうございました。ほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。審査部のほう、何か補足ございますか。
これはこのあと、事後的に何かこう報告していただくようなプロセスがあったり、ちょっと私、記憶が無いんですけど、緊急対応は緊急対応で、あれですけど。
〇西井　緊急時報告は、助言委員会に報告させていただきまして、結果、ホームページで公開させていただくことになっております。ですので、この案件に関しましても、ホームページに後ほど掲載させていただきます。緊急時の措置をとるということを、案件名とともに、ホームページでリスト化して、掲載させていただいておりますので、そちらに載せるということになります。
〇原嶋委員長　IEE、簡易の調査をした結果などについては、すぐにはなかなかでしょうけども、その事後的に何かこうプロセスが決められていましたっけ、ちょっと私、正確に記憶してなく。
〇西井　失礼いたしました。
そうですね。カテゴリB案件、通常の案件と同様でございますが、案件の環境レビュー結果に関しましては、通常どおりホームページで公開をさせていただいているところでございますので、同様対応になろうかと思います。
〇原嶋委員長　それでは、今のご報告に対して、何かございましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。
それでは、増田さん、どうもありがとうございました。本件、ここで締めくくりとさせていただきます。
それでは最後、今後の会合スケジュールの確認ということで、事務局お願いします。
〇西井　本日、議論ありがとうございました。
次回全体会合5月12日の開催を予定しております。それ以外、現時点で、それまでの間にワーキンググループは特段予定はされていない状況ではございます。
また引き続きよろしくお願いいたします。
〇原嶋委員長　それでは、最後になりますけれども、何かご発言、希望ございましたら承りますので、サインを送ってください。
会議室のお二方、よろしいでしょうか。
繰り返しになりますけれども、本日最後になりますけども、何かご発言等ありましたら、サインを送っていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。それでは、ちょっと時間押してしまいまして、大変申しわけございませんでした。事務局のほうはよろしいですね、最後。
〇西井　はい、事務局のほうも大丈夫でございます。ありがとうございます。
〇原嶋委員長　それでは、どうもありがとうございました。それでは、繰り返しになりますけど、時間を押してしまいまして、大変申しわけございませんでした。
それでは、これで第167回の全体会合を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

閉会　17:20